俗說故事談

下

へ 5
1926
2

俳諧古事談巻三

蝶酔ヒ蜂狂ハ香ヲ

○釈賛寧落花詩

蝶酔ヒ蜂狂ハ香正濃ナリ　晩來階下墜ス裏紅
開時費盡陽和ノ力ヲ　落處難堪一陣ノ風

○蜂蜂空有恨　風雨太無情　活法

○本綱曰蝶蛾類也大曰蝶小曰蝶其種甚繁皆四翅有粉好嗅花香以鬚代鼻其交以尻交則粉退又曰蜂尾垂ル鋒故序从夆蜂有君臣之礼範故一名曰蠆

○蜂記王元之云蜂ノ中二蜂王アリ窠ノ中央一段高キ臺アリ是王座也王ノ蜂兒ヲ其中ニ生テ王ト十ル

其王死スレハ餘ノ蜂散潰テ皆死

○著聞集云 応徳二年九月上旬京中櫻梅桃李の花開くこと春のごとくなりしかば延喜九年八月かとかの事思ひ出るとやそのころ抽撰あるべきさたありしを

○歸花ハ陰中の陽のあらはれなるさてはなるべく樹木の酔なりよんべく実をむすぶの形是を比していふ

易大過九五云枯楊生華老婦得其士夫

鏡宗祇池の蓮ある所

○袋草紙云新田郡新田の池の蓮ある所

盛能の家の家の遷り移りて後ひとり残りて侍りしを婦人なりしかば

新田郡の池なる蓮ある所

河令ハ人ハ新腸得て言へるとやきたれ婦人美とあり

新田郡の池なる蓮ある所

と係し侍りしを婦人なる彼新田郡の池なる蓮ある所

なるべき故沒歓法師の云彼新田郡の池なる蓮ある所

にはかれ彼者のかハ者と称ス繁なれ人とい金とこそ侍ら

乃池なる蓮なり詩ハ虚言なりとよあるべしと云ふ人なる深義

を感歎する所なり○私云侍ら田の池ハ下総の国にして又大和拾遺

の国葉所寺の名に同名の池あり我ある蓮なりの葉八万葉集

ナナ六ナ婦人の葉とあり並ニ水なりとよある侍ら田の名目と

水なりとやそのかけるまさの池あるなる貴命のこと西行

勝間田池ハ八条四郡に下総の国とあり哥拾月記法師ハ英

仏寺とのひ顕眼ハ大和寺とハ星

○宗祇法師ハ自然斎又種玉菴と云飯尾氏の子なり
幼ふして一律院ニ入て雑髪し歌を嗜ミ東ノ野州ニ就て古今
集の微旨を傳受し連謌の花下と称せ常に香道に好て志野
宗信相阿弥僧珠光なとにあつく交りけるにや香を弄
ひ常ニ曰吾非愛鬢也欲香氣之常在専[illegible]
文亀二年七月晦日相州箱根湯本におゐて卒于時八十二歳
桃園里定輪寺に葬ル ○草山集宗祇讃ニ云 是何人斯
東野州之資牡丹花之師自然斎宗祇 元政

[illegible] 来夫

○新拾遺集 [illegible]
[illegible] 源仲継

○蜀王本記ニ云為蜀望帝淫其臣鼈霊妻乃禅位亡去時此鳥鳴故蜀人見杜鵑鳴而悲望帝其鳴如曰不如歸
○奥儀抄ニ云同古哥に二四八とよめるは何の事そ答二八二四
八声なる人まくるし式ハ四死道のかなしみを[illegible]
二四八ハ其の称と云事なしそのゆへにほとゝきすハ八声なると云
八声の鳥ゆへし常に八声あるくにいわれ鳴きにくへそころとなる
鶏声をよく[illegible]
比鶏の鳴声よよそへて死出の声をきたるとよめるにし二四と云ハ
八ふし八と云文字の声をなりにしかよくよむへきなりさて
二四八をしやの声とん[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三條大納言の奉云

[illegible]

○袋草紙云人々大原なる所より進物に馬を[illegible]
[illegible]馬を[illegible]
[illegible]人々感歎しける旨[illegible]
良選乃場今よりとゝ云[illegible]
不の被いかゝ[illegible]

[illegible]

比歌[illegible]

○作南子云 山雲仲秀 水雲魚鱗 早雲烟火 洛雲波水 各
象其形類 所以感之 雲成章曰 雯 靖雲 覆火曰 黐 鬱雲 投
出雨止曰晴 昔晴

和名久毛

能因法師

拾遺

○風雅集 理火よりとゝ[illegible]去あるゝ[illegible]て
[illegible]

○家集 [illegible]袖のぬるゝ

長明

○能因法師は俗名永愷[illegible]云播磨[illegible]
[illegible]

○袋草紙云 [illegible]
長能[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

能因ハ云和歌いかゝよりひくべきや　[illegible]云

[illegible]

かくのごとく論(ヨム)きなりと云ふ　[illegible]集

[illegible]

又云能因ハ古今部より毎年[illegible]上洛して大江公資(キンスケ)

五條東洞院の邸より桜樹あり甚[illegible]

[illegible]

公仲ハ常ハ[illegible]

[illegible]

又云能因一時(アルトキ)[illegible]

[illegible]

[illegible]室に[illegible]

[illegible]

奥列より殿上人ものぼりて世ハ世ものぼりてそのゝち

実ハ奥列(ヘ)下ゐして八十余の記を書又云能因(ハ)元小倉

[illegible]

御拝(ヒ)の鯨(ヒ)の柏餅　丈岳

○社説云毎年五月三日文[illegible]

太神宮(ヘ)[illegible]

○新古今集　[illegible]

なつ[illegible]

○心御拝ハ伊勢の神拝なり[illegible]

○續拾遺集　神風や[illegible]

[illegible]

○年[illegible]

○和名抄載食経云年魚似鱒而小有白皮豆鱗春生夏長秋衰冬死故名年魚和名抄用鮎俗説之コレ非也鮎者ナニヅナリヤ

○日本紀云神功皇后征三韓時到火前国松浦縣玉嶋里小河而之曰朕欲求財国若有成事者河魚飲鈎因以挙竿乃獲細鱗魚時曰希見物也故号其処曰梅豆羅国今謂松浦訛焉是以其国女人毎当四月上旬以鈎捕年魚於今不絶但男雖鈎之以不能獲魚

○本綱云擲有二種叢生小者名抱高者名大葉擲

○和名抄擲加之波或用掐字

○こんのかい　三葉の掐をのたまふ神宮ゆく之葉の掐をたまふ

御綱葉日本紀御綱掐延喜式三角掐国史又みたまの掐云

又此の掐も云ふなり掐を注へてこれを掐ふるなり云

神宮ゆきこんの掐をたまふ云々

○伊勢日記云天文年中に伊勢国渡会の長官常政と云ふ神

官なりけり聖徳の道徳を重んじ法人常敬なりその子

常設服忌の禁犬を私に免す弟あり神官祭宜等を憎むこと

奏聞を経ずして流罪に処せらるるなり

○常設を少々よろこばしきよいて庚子年の内

神宮ゆきこんの奇特を奏聞せしめ帝御感あり

本の条の史実の奇あり帝御感あり前に申すごとく

後の衣冠引はづしの希宮の乃ち月光の空中に移

流人常設を奇異ならしめ

俊秋　浦都　小宿注

涼しし浮洲に岩のありか　喬阿

○玉葉集　岩根こす浪のひゞきや夜もすがら
すゞしさそふる松風の山　大江宗秀

○浮洲の岩は備州藤戸の渡りにありと藤戸の條下に云しるし　平家物語
また岩のかけにふれりしに　○平家物語に云　近江国の住人佐々木三郎盛綱　除六五
日の夜に入て浦の男を一人かたらひ白き小袖大口白さや巻なんどとらせ
すかしおほせて此海に馬にてわたしぬべき所やあると問ければ男申けるは
浦のものどもおほう候へども案内知たるはまれに候此男こそよく存知
して候へたとへば川の瀬のやうなる所の候が月がしらには東に候月尻の
には西に候両方の瀬のあはひ海の面十町ばかりは候らん此瀬は御馬にて
たやすくわたさせ給ふべしと申ければ佐々木さらぬ渡
びてかれとかの男と只二人まぎれ出て

中らなる所をこえて見るに誠に浅かりけりひざこし肩に立所もあり
鬢のぬるゝ所もあり深き所をばおよいで浅き所におよぎつく
男申けるは是より南は北よりはるかに浅く候敵矢先をそろへて
待ところにはだかにてはかなはせ給ふまじかへらせ給へと申ければ
佐々木げにもとて帰りけるが下らうはどこともなき者なれば
又人にかたらはれて案内をもをしへんずらん我ばかりこそしらめと
思ひてかの男をさしころし首かき切てすてゝけり　下略

注に云此男を実入殺されし我浦へ假しこ例の寿永六日先陣の時
馬の口取らせし後しけるこを後侍に取立てめしつかひけるとし

○東鑑第三云平氏左馬頭行盛朝臣引率五百餘騎軍兵構城郭於備前兒嶋之間佐々木三郎盛綱為武衛御使為責落之雖行向更難凌波濤之間濱浮案内之処行盛朝臣頻招之仍盛綱励武意不能乗船乍馬乗渡藤

戸海路ヲ三町余所ニ相具之郎従六騎也所謂志賀九郎熊谷
四郎高山ノ三郎与野ノ太郎播三橘五等也遂ニ令ム著向岸ニ追
落ト行盛ヲ云云又云佐々木盛綱自馬渡備前国児嶋ヲ追伐左
馬ノ頭行盛朝臣事今月以テ御書ヲ蒙ル御感ヲ之御其詞ニ曰ク
自リ昔雖有下渡河水ヲ之類上未ダ聞以テ馬ヲ凌海浪之例盛綱カ
振舞希代ノ勝事也

○佐々木ノ盛綱後ニ出家ス名ヲ法善ト受法ヲ於親鸞ニ越前ノ国橘立ノ
真宗寺ハ其裔也又タ四郎高綱モ隠遁ノ後聴法ヲ於親鸞ニ号ス了智ト
信州松本ノ正行寺ハ其裔也

○備州福山の太守先年浮洲の岩を江府へ引よせ給ひしに
その家人も(?)おそれけるにきこえしに江戸邸子備前の御
その事を聞給ひて門の番士の云ツ先夜の時さる事ありし代かへて
名ある石を他国にうつし置ん事いかゞとて備州へかへされて

かくて居よ通ひ侍のしやうさ海に誰が為のなりけん

四丈

風夕の友よ千代りて新菖蒲　琴奉

○順徳院御集　きのふよりあやめにみゆる草の名の
あやめも志らぬ袂ふられのみぞ

○夫木
谷ふかく露けき宿に引あやめ先なる手を取りそへてよるべしとありしに
はなれ刈菰の菖蒲のまくる谷の内の水のつる年毎に
よそへあつまりけるあやめの根を菜とあれはそのものなをそそ
よむべきとなし

○拾芥抄云此日主殿寮内裏ノ殿舎ニ葺ク菖蒲ヲ

○端午に兵具を飾る事は光仁天皇天応元年蒙古の賊来り
早良親王に命じてこれを討しむ親王岩屋の社に祈りて
出陣ありし時五月五日忽ち神風吹て敵悉く破却し

皆敗走に成ぬ　して利を得給ふ此国源はしりて又月五月
兵部を奉りとし　春日の社の舎人報王を奉り祈し方矢の政所と
称す　是し　雍州府志に　春日は早良親王を祭れとあり　舎人報王は措
○はしめ元ト地主の神　とあり　當社の祭礼は毎年五月五日　社家
甲冑を著し馬に騎て供奉　此日矢鏑馬あり　是蒙古征伐の
遺風なりと云り

○著聞集云　嵯川院の時五月五日江帥菖蒲を葺き給ふ状
進上　水邊菖蒲　大江為武

千年五月五日

此状を敷よるに出さるとて人々よろこぶ　とそのかを
ある人なりけるに所詠　よ所を
詠てまろうわづるうべのわやめをもちてせさせきこのいつかあえせむ
進上　水邊菖蒲　千年五月五日　大江為武

○新後撰集　落葉　秀全

よそにのみ　ちりくるものを　ちりはてて　ちりくるものを　ちりはてて
○拾遺集　　　　　　　後伏見院

ちりそつもりてかちとなりける　湯殿院
○古今集　云　和泉式部　稍前に　春の来るに田中の水の
ほとりにて　雨の降りけるに　田のほとりに　ほとりにて
ける　童のわをとりて　雨のふりて　雨のふりて　雨の降る
それのかれを　はわをとりて　そこにてこそ　沢日成
そこのうを見つて　そこにてこそ　沢日成
たちをとられて　あまの　行方をとの　のみ　なし
さしをるを　ひろけて　とられて　あまの　のみ　なし

[illegible]

[illegible]

○わをは物衣のうしろ[illegible]たものし裝束のうへうさる雨日の用ゆ[illegible]
し宮殿の侍[illegible]する裝束あり称を雨奥の複[illegible]
今云青複しよのへく複[illegible]とらん又青[illegible]
あをうしとよみしは裝のうしろ[illegible]
又わをは流の裝束し布を[illegible]

春なるも雲も奥ある茶行厨　文星

○續古今集　[illegible]
花も奥ある[illegible]

○茶　本綱云凡雅州之産為第一建州之茶供御用凡茶省下為民生日用之資上為朝廷賦税之助共利博哉矣　茶之税始于唐德宗

○日本記云弘仁六年[illegible]天皇[illegible]
崇福寺[illegible]永忠茶を[illegible]
[illegible]日本に茶を[illegible]
の[illegible]建仁寺の開祖栄西和尚宋[illegible]
[illegible]

○飲茶宜熱宜少不飲尤佳空心飲茶入鹽直入賢經且冷脾胃乃引賊入室也惟飲食後濃茶漱口去滓順職

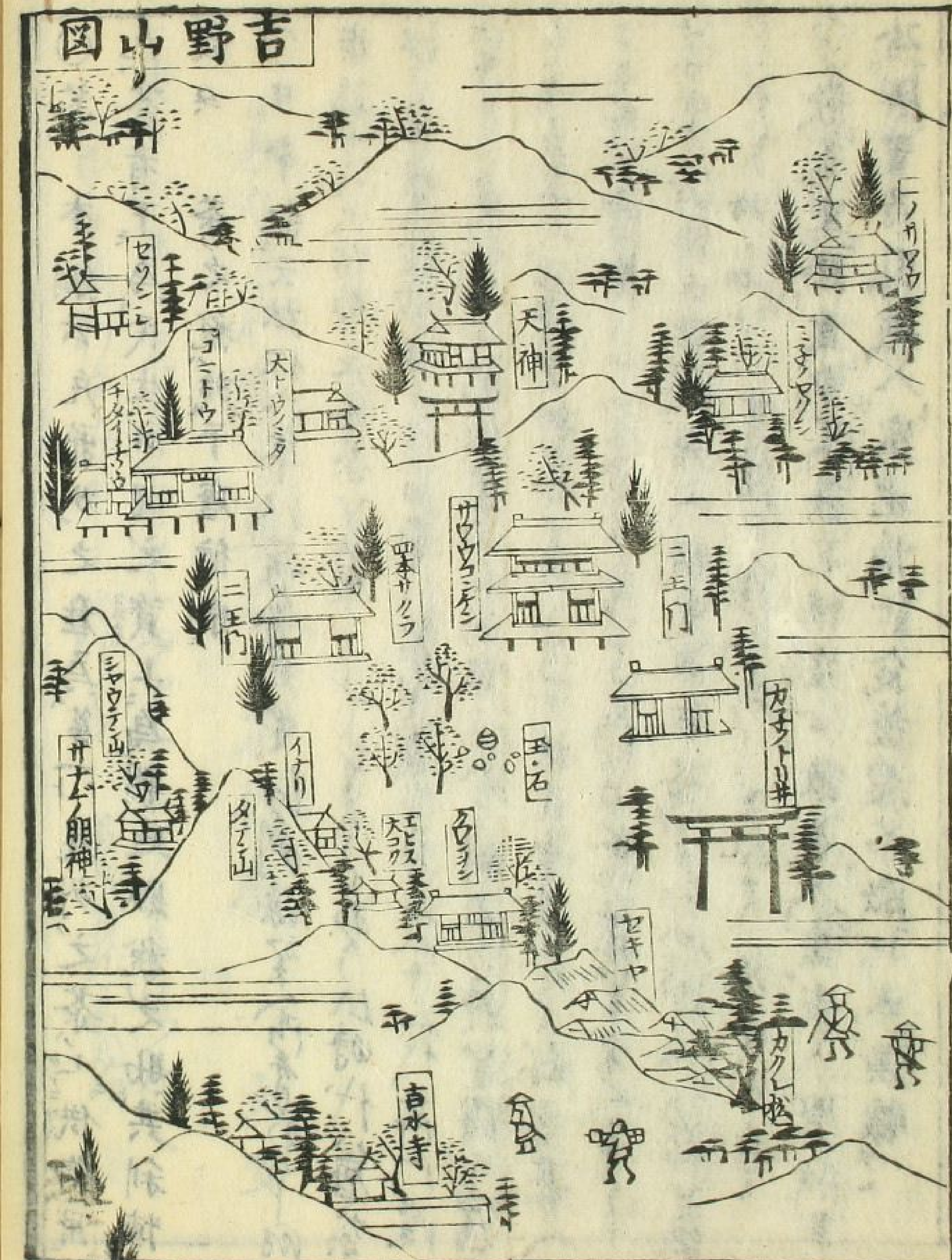

吉野山図
天神
二王門
玉石
イナリ
セキヤ
吉水寺

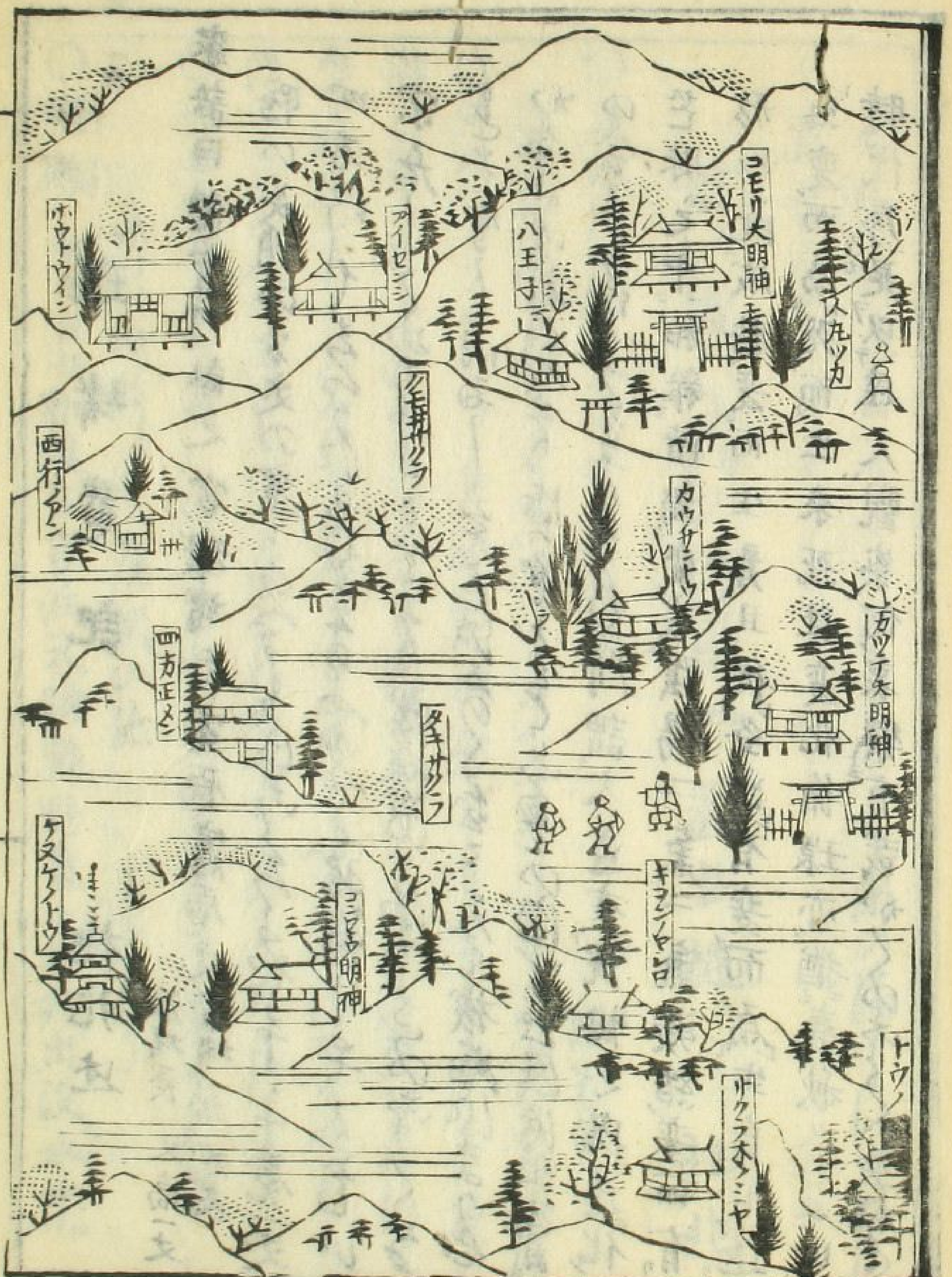

コモリ大明神
八王子
西行アン

環堵菴記

桃兆述

家語曰儒有一畝之宮環堵之室原憲居之（注堵長一丈又高一丈環堵蓋方丈）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

芒昧之中和雜清濁變成陰陽二氣二氣凝結變而有形形既成就變而生育且從而出有變而為生自有還無變而為死死而生來死往變化循環亦猶春秋[illegible]四時代序是以達人觀察何哀樂有哉かくのごとくなれども

ひとつの野亀のなかく出没するごとく波の間千に迷係の浮巣乃上下するごとくなるべし

世に經ぬ浮巣や置炬燵　桃兆

○建春門院哥合　水鳥　通訓　源義政

[illegible]

湖八潮干あるものなるべしとて芦の芽を拾ひて

めて柏猿とそしるべしかるに湖潮干八上あり

汐干よりもひろくてるしゆきまるものなれば云り

○明日香井歌の集　ゆきもとり[illegible]ますらを浪

[illegible]

○礫廐　和名述保　郭璞方言注云礫廐野鳥小而好出没水中

松風ハ故郷ト同シウス蒲園　梅五

宿

○松風巷云ヒトヘ家ヌシ　ウツ　ハ　ナ　ノ　ウ　ヒ　ク　ナ　レ　ル　カ　ノ　ウ　ヒ　ク　ヒ　ク　ト　ス　ル　ヒ　ト　ヒ　ト　ヲ　ト　ス　ル
きんをかれあるこれあるのうひくひくとなれるかのうひくひくとするひとひとをとする
うにうちとけてひくまつかぜとしてくさあてう尼
きくとおもひけるとうのうひくおとこあるうて
方をうてひとうのうひくまつかぜとしてのうひくとするきくしに似る松風をよく
○後撰集云　石上ふるの寺にまうでて日のくれにければ雨
けてあうの坊にんとて宿をかりしに主の女房
をのひかりんとてひかりをとりて
出のこよ孫をとれとさしー毒の衣を我よかるるん
ひとりまれもれし　小野小町
世にそむく毒の衣ゆえ　俤正　遍昭

雲井よりくだりやすらの藤　吟國

○建仁寺合　ふじうの花をのうへのきりくを
月やどしのあきよ　女房
○神樂歌　きりくすの花のうへのきりくを
の花をはりくんてをさ　ふじうのあをぬをさまさ
未　花のいさうしるいさやそのよまいりさく
○きりくすのうきたりけ三月ハ和漢とも不得解
○詩酉風日　五月斯螽動股六月莎鷄振羽七月在野八
月在宇九月在戶十月蟋蟀入我牀下
○朱子註曰斯螽莎鷄蟋蟀一物隨時變化而異其名
傲玄衍義曰斯螽蝗也莎鷄促織也蟋蟀蚤也自是三ツ物
安得謂之隨時變化而異其名　朱註此一処可改之

○古今注曰蒲鶏一名促織一名絡緯一名蟋蟀

○爾雅曰蟋蟀蛬俗云コウロキナリ

○順和名抄云絡緯一名促織和名波太乃毛

蟲蟄一名蚣蝑一名蠦螽一名春黍以黍豆木古万呂蟋蟀一名

蛬和名木里不里須

○俚語云促織鳴懶婦驚ノ蛬ナリヲキイテ妇人懶惰ニコロヨリ冬衣ヲイソクサマニコレコウロキナリ

○東坡促織詩　月叢號耽〻露葉泣薄〻夜長不自勝

那憂公子寒　コレハ今云キリ〻〻スク　○杜子美詩　促織甚微細哀音

何勤人草根　吟不穏　狀下相親　コレハコウロキナリ

○陵千載集　きりゝすなくあきのゆふぐれ　ものおもふ

ころのあるにしもあらじ　作者　まこと今云きりゝすく

○毛詩七月之　初寒入我床下　蟋蟀入我牀下　穹窿

枕ちかくなくなり　有友

旋花や馬より水領の川ぐまの川　伴聲

○夫木集　旅人のたもとのるのりをりよ

夏草の露をすきゝ先ぬれぬ　為尭

○新古今集　駒とめて袖うちはらふかげもなし　佐渡の

なの春の夕の井手の玉川　後成

○旋花盛于日午而且暮萎故俗對以牽牛花孫朝顔此

名昼顔　○和名抄夜比止久佐　○鼓子花　比留加保

○ぬばたまの　とこなつかしみ　ぬばたまの　川はなの

○山家集　底ちかくなる浪ぞ　ようなる　ぬばたまの

○馬尺周ゝ六尺以上を馬とし五尺以上八駒とし又八尺以上を

龍とし和州の馬尺八四尺尺を定尺とし　四尺一す

あるを一すと云ふなるべし八寸に至れば八寸より上を長に除ると云
又五尺一すより三すなれをすと唱へ四すより上をすと唱ふ
○淮南子云塞翁馬ヲ失ヘリ馬胡国ニ入ル人是ヲ吊ス
翁ノ曰詎ソ福ヒタルコヲ知ンヤ数月アリテ共馬胡
駿ヲ將テ飯ル人コレヲ賀ス翁ノ曰詎ソ禍ヒタルコ
ヲ知ランヤ其子是ニ乗テ墜テ臂ヲ折人コレヲ吊ス
翁ノ曰焉ソ是福ヒナルコヲ知ランヤ後ニ秦万里城
ヲ築共子廢シ翁老タルヲ以幸ニ免ルコヲ得タリ
○東坡詩云人間万事塞翁馬推枕軒中聽雨眠
○著聞集云武蔵国都筑平太経家と云者平家の郎等也
らるゝ抜京家時よりつけ奉りしに経家のるゝ付るより
しらう真列より彼郎云へ悪馬を乗りしに強盗の中に
家人なりしに経家乗りおはせりよりて罪を免さる厩

の別当になる比経家うつるゆけるハ夜ふけさうよりのふるあり人自
抱是一ツ ゆきつゝ ゆくゝ 亘ハ七ツ 盛をゆせくるのなか
ハ単一把も取ぬさるゝことなきてあるを相模国土川
郡沢の辺猪の時ゐる七八疋鞍置てうち殺しるに経家うるの流
まゝうびてそりける幕下のるのつゝ亘るゆけりくゝる者也ら
比経家ハうひうるく入御して少是を伺ふる者ゝ口惜うく

掛け番やうなる井の煙　老鼠

○某の内大臣家會　落梅浮水　政為

ちるを見よ花の加くハ今更よりまるまよりや梅の下あ
○仁徳天皇の御宇難波の梅浦水のうちにあいて歳を為
ふるうんて蓋しく味ひかゝく老を留さるゝ時の人
掛乃れ水と称と又云落花水にうんてうひす井色をさし

[illegible]

○李郢詩　春風掩映千門柳晩色凄涼萬井煙

○木草云井水平且第一汲爲井花水其功極廣

○淮南子云伯益井を作る注益衆を佐て井を作る又呂氏春秋云伯益井を作る

○玉曆云凡欲穿井處於夜氣晴明時置水數盆於其地者何盆星光最大而明定必有井水

○韓詩外傳云魯の哀公井を穿つ三日泉を得ず一人の羊を失う哀公孔子の曰水の精は玉となる土の精は羊となる今羊の肝土なり哀公羊を殺し肝即土なり

○廣博物志云井神曰吹第女子

○伏見院御元清百首　深山にあやめ松吹ちらす夕立の

○玉葉集　[illegible]

○天文書云雨者雲上隔日氣下隔火氣冷淡氣在雲中旋轉相盪爲雨譬如蒸水因熱上升作氣者雲象也　略

○史記云秦始皇上泰山風雨暴至休于松下故垂槐雨因封爲大夫

○事類全書云栽松春社日前帶土栽培百株百活舍此時決益生理也

○五雜俎云松欲不長以石抵其直下或髡其頂則不復長旁幹四出久即偃地矣

[illegible]

播州印南郡曽根の松ハ名松ひとつの名称にして大サ周り一丈八尺高一丈　横ノ高サ一丈三尺　枝幹宮に出ツ　従艮向坤の長サ十一丈従乾延巽長サ七丈計　枝毎に木をかまへて支ゆ　数百五十八本也

○夕立の関に云　今ハむかし　云来伝ふる人ありけり　都の方をのぼりけれハ世人之後のめしとうにつくりて先の九条と京極との辺の中に家ありき　いさゝかのまかよひをしけるに夕立の雲おこりてけれハ　はしりて入ぬ見あらしも女ひとりありけるか　いと夕立をおそれて平なる小さき家の内なるにあつまり扉をうちあけてゐたる出るをうちてひるすさまじくなりてたゝきなれさにゝ雷のなりて出むかへを見まほしけれハ今なりぬ諸有のさかりにおそろしきにはかにいたる雨をぬりてひるいあそその女ののきの人のゑみに伏しけんむかしよりかくて帰るへし昔も夢の家の傍りけるいかなる金とゝもの事よそひてしと謡る大きなる石ともありさそ其中の
けるにハ金の往を畑ふってて散ゆる方に都出てゝとのひるか我か泊さきけりしてゆくりなくありて昔よりそあまたの往のにふそ帰るとも宿のむれ車をとりてつまをせまをたてるみんなつらるしきれてい諸をぬきて女の今をせんりあまたの粥ひとひめぬなくしたる用のみのいかりにいとしきも猶まんといあるをそのしゃそひて年にうけておらふのありさそひるを家にかへてかへつまうらかきくろりて神ともをうつして集議宿続なれとあまのさこゝろひてしきとゆ人ともなりぬ　下略　宇治拾遺

狐火や水間詣の梟北光　浮生

○水間寺ハ和泉国泉南郡木嶋郷水間村にありむかしハ法相宗今ハ天台宗なし毎年二月初午に参詣群集し

○縁記曰竜谷山水間寺ハ聖武天皇の勅願天平年中に
行基の開基にして本尊正観音二月初午をもて会日とし所修
此日あまた詣でて老ハ四十二歳の厄難を除ケ福徳をうるとぞ
又曰天皇の夢ありて云城の西南に救世の像あり行基を
つかハして霊地を索む泉州の山谷にをゐて霊地を得ぬ神竜ここ
大士の像を護持し行基に授与す則霊地を以て梵刹を建
て安置すと天子の瑞夢二月初午の日なるゆへ此日を会日とす
○貫之集第一云延喜六年月次の屏風の歌の中に初午稲荷詣に
独のみわれこゆなくに稲荷山春のかすみのたちかくすらん
○管輅傳云有一物如獣手持火以口吹之書生挙刀斫
断腰視之狐也 ○名山記云狐者古先之媱婦也其名曰
紫化為狐故其姓自称阿紫矣
○玄中記云千歳之狐為淫婦百歳之狐為美女矣

立浪ハ浪さへて春さる千鳥かな　尾谷

○新拾遺集　浪よりも先にやたてる風の
吹こす破り鳴らとよるかな　左中将教雅
○立浪　須ヶ春三云まつ海上にいでて公つらの前風に浪のおこ
立浪れと羽平の中納言のせ紀かきこゆるといひし浦浪此
よみくいちらく雪えて又おく激なるものハかくれの秋の
江前まいとくぐりはくうらやましきてまつらひらくめを
さ海して越をそそくものおもひをこそ存じて浪ぞ立
をかくして立る心しくて来るこれとも消えぬまゝくろく
むうりよなうつる心下略 ○同春に入さの月の残きをとく見るに
れ寺こそまつりしまひめくまぬとてひとへこゝら浪にて
うつしのさくらに散もやむひなん月の花なるんもしも

友鶴もあまたしたがひあつまりきいひとりの孫もあり
まつもおさまりたるかすもたしかにひとりとしてあり
○万葉にいへる乳鳥又智鳥とは○在江海水辺百千成群仍
称千鳥冬月最多飛鳴于水上呼侶歌人詠賞之矣
○諸鳥脚三指皆有前杜鵑三指前二後一鴉四指前三
後一唯此二物異他鳥矣　三才図会
○撰集抄云崇徳院御位おりさせ給ひ恨おわしましなれとも
法皇のおさせ給ひなりとて出させ給ひておわしまし
しを宇治悪左府頼長公の御ものもうしなれ由なきを御教を
せ給ひ後白河流させ給ひさせ給ひて五部の大乗経を自筆
都の御まし御させ給ひ給ふ
演子多流い都へかへりとて分い松に音をのこすなく

川越路

○詩集云　杜子美

清江引

東吳の門や年ふる舟　巴鵬

西一箇の黄鸝啼翠柳　一行白鷺上青天
窓含西嶺千秋雪　門繫東吳萬里舟

○相伝武城の富士見櫓の一名を含雪楼といひ江の
高きより又泊舟楼と号す楼より西を望て富嶽ふ
雪峯うつり東い流れ漫々として萬里の舟を泊あり
眼下にあり太田道灌ひ江を称賞して号けられたる
なん元皆繁昌の地なりあて云り物ゆ百里の松ふの渡り
ひかるるなりしなんのうつ繁多ち今ひ代ふけへる
○ゆきてみおりひとりてもとく私もちあはを浪乃あ多のとく
これをもれてとく西の渡り私をつきぬ

○大和物語云下野国に男女住わたりけり年ころ住ける
ほとに男めをまうけて心かはりはてゝ此家にありける物とも
今のめのかたにかきはらひもてはこひゆく心うしとおもへとなほ
まかせて見けりちりはかりの物ものこさすみなもていぬたゝのこれる
物はむまふねのみなんありけるそれをこの男の従者まかちといひける
わらはをつかひけるして此ふねをさへとりにおこせたりこの童に
女のいひけるきむちも今はこゝにみえしかしなといひけれはなとてか
さふらはさらんぬしおはせすともさふらひなんなといひてたてり女ぬしに
消息きこえは申てんや文はよにみ給はしたゝ言葉にて申せよ
といひけれはいとよく申てんといひけれはかくいひける
舟もいぬまかちもみえしけふよりはうき世の中をいかてわたらん
と申せといひけれは男にいひけれはものかきはらひいにし男なん
しかなからはこひかへしてもとのことくあからめもせてそひゐにける

初午や太鼓うつ夜ハ明烏　尾海

川越

○此発句連歌にし　○連声の和歌　古今集第十五　藤原兼輔
よそにのみきかましものを音羽川わたるとなしにみなれそめけん
○連声の上頭　茂る葉のおくや風の通ひ路
○枕草紙　二月ばかりの日乃暁にさきしかと坂のあたりまで　吉明
いかにしつべき時ならんなどおもひなやみて
そこらの人もみな人ものを
らんとせし海かぞへて二十あまりなる女の
そくあそびてむかしよりこのかた九ハ七夜まで
すこしゐて
ずといふよしいひそめしよりなんひとつ下の
とゐにあそびて今にうつりてぞ
やまとはうたのみちにて今あらたにしるし矣

私云ひ[illegible]しきものの[illegible]稲荷の上社い
今は社の十八所[illegible]
[illegible]と伝[illegible]と云り拾遺集[illegible]
いちう山七月の[illegible]
○延喜式神名帳云 稲荷社三座下社大山祇中社倉稲
魂上社土御祖神矣 或為五社則中社伊弉冊尊倉稲魂命
瓊々杵尊也○元明帝和銅四年二月十一日三所を垂跡
成二月九日戊午の日[illegible]天皇弘仁十四年始て社建
延喜八年菅原時平公三所の神殿を営ム
○詞花集云歌の題分[illegible]
[illegible]
○三才圖會云 烏陽物也感陰氣而重故俗以此占雨

玉編に見る筧の氷柱

寿躰

○千首 [illegible]
[illegible]
○拗[illegible]云 [illegible]
[illegible]
○中華正徳年中順天府文安縣水忽僵立是日大寒遂
凍為氷柱高五六丈四圍亦如之中空而旁有穴凝結甚
圓逾数日流此糸古今所未見之異也 三才図會
○博物志云 鮫人水底居出向人間寄住積日賣絹臨去

従至人索論 渡而 出珠 以 與之至 人

○今のひとは古の美を重とし上京しては故郷に渡りまたは
又いなかの方にくる人のもちわたす人めあり唐人の船を六七月延引なりて太刀
を買ひにきける如意にとりて宮浦多に
まちかねて待ちてゐるに渡りて船に乗り
いのりをしてゐる舎人はいかに思ふらんとの
とかれるに舎人水手とぬぎてまゐりよりて人とあまたの船よりも
てくるに日数をくりて唐船多にもちくる下也唐人多
ゆくへをしらず唐人かくに二十貫三十貫にもなれて
まちかねてしらうしらうと唐人ひとりをつれて舎人より出
ひとり七十貫の銭をまきしかば十余年一つとうる
ものをとくの物よりはやくうんあきなひまうけ玉の緒ひい浦
をのこりなく今はなる事よいあり 下略 宇治拾遺

○夫木集 まりの屋柳にほ柳い押うゑ 晴躬
くるはにはきよらうやかまし 為家
○砂石集云或人の女房後鳥羽の官女なりけるが年の
たちもかはらぬやうにきぬ女房なりけるとうらやましく
うん年のつのでをとりあつめくかはらぬやうにとうらやと
はしお載の海のかるもの品々の本を一そのよりあらはしあつ
をいをとりあつめしとかたることよいなりて
撰をくりかとい物をの梅のをるをみるまゝにくへうらん
ちをとをんじてをとりあつめをひとりあつまりをうの
○著聞集云信従大納言成通てはまりをの妻を法師のかく
里にあり立ちり七月日其中ニ月日をかくぞ毎年二月日くしー

病ひある時ハ外なしまりを足にあてて大事の時にハ大拍殿にゆきて
きりとせける或時法師七八人をあつめて指にかくるよりまゐりて肩をふく
て諸をまはらして小鞠をけさせけり其中に法師一人ありてまり
をし肩よりやそ頭をまはし度々まはりかくして一度なれん
おりてひとく見事なりとてみなしけれバ肩に乗れ諸のおそれあれとも
見てゆりす魔を見あまするに百度にあまて見えてゐつりと各
やまり法師ハ年月をきくて日比とのへらつそゆつりとやまき
又清水の辞魔のある様の人を痛めらひしへけてよろつやさる
あまりけしいけく侮りあい人皆見るまゐる様の人二三寸
中ッにあるやうにみえてゐるとぞし

○精大明神社　京中ノ御門西洞院にあり成通卿を祀りて鞠の祖神とし又此不知居所の地し紀氏ノ人祭之ト云

小社三座

京女郎田舎女郎や雲乃峰　紀之

イガ上ノ

○傍輩乃沖に京女郎田舎女郎とて二つの碑あり碑石の長さ一丈余丈の巌人の立てるがごとし東の女郎とて云ハ十二ひとへを着たる姿にして田舎の女郎とて云ハ水仕女立ちたるに似たりむかしへ私をよせれて前の儀ある大巌にし遠き所より見れバその立ちたる歴然たり凡数十町が程にしもかたくしく見ゆるなし○幽明録云武昌北山上有望夫石状若人立相伝昔有貞婦其夫従役遠赴国難携弱子餞送此山立望夫而化為石因以為名ト　大明一統志にも件の石の記ひかるる文○續日本記云欽明天皇の朝に大伴佐提比古郎子高麗へ赴く時其女佐用姫彼を惜みて紀家の松浦乃山に追ひてひまり衣の巾を振りて私を招き哀歎しけり

死を其山中に振山と名て其灵を祭るとそ山口
仲乃石わ〜を是すく望夫石とかいふ

○陶淵明四時歌

春水滿四澤　夏雲多奇峯
秋月揚明輝　冬嶺秀孤松

○草山集　夏雲多奇峰得奇字　元政

夏日雨晴雲出時　横峰倒嶺畳天涯
無心巧致皆如此　倏忽飛来也一奇

相列塔沢へまうし時詠歌

涼しさや月は湯坂の肩車　晋阿

○玉葉集　風にうる木ぬれの月のさやしきは
松ふるたりをの宿　関白太政大臣

○湯坂作は湯本と塔の沢の間のひくし○夫木集に箕根山の月
ゆけとこゝの山の峯よりくもりなくすめる月かな　基輔
○箕根温泉所謂塔沢堂島宮下湯本木賀底倉芦湯也
○五雜俎云大凡温泉之発源共下必有朱砂或硫黄磐
石蓋天地至陽之精所結也其氣甚者薫人不可耐人有
齊者浴之輙愈矣○本綱云温泉味辛熱微毒其下有硫
黄浴之則襲人肌膚硫黄主諸瘡故水亦宜然
○博物志云凡水源有石硫黄其泉温
○羅山子題箱根山詩

鯨背浪高伊豆島　馬蹄雲起箕根山
相逢盡道歸耕事　歳〻年〻幾往来

○宗祇方角按云是柄山即坂関作の方角八ツ山ちかくこゝ孫
山の小くしい所〜への海辺今い箕根山を海辺とせり

菱浪の氣跡ゑ　たごの浦　露月

○拾遺集夏　多佐の〳〵底さへ白ゑ菱浪
かさしてゆゑぬ人のゝ恋　拾本人麿

○彩葉古今集春　ふのゝ多枯の菱波うち
ゆくてよかさを神やぬをとん　土御門院

○多佐浦八越中射水郡菱の名所殘し殘しの多枯
○源相規詩　篙藤露底殘花色翠竹煙中暮鳥声
○本綱云四月生紫花可愛長安人又云種飾庭也其子
作角角中仁麋香箸酒中令酒不敗敗酒中用之亦正其
花挼碎拭酒醋白麝壊　○順和名　布知　又有白藤
○冬月酒粕汁及米泔汁灌根則茂盛
○挿藤花於水最易萎灌酒於其本蕚則歴時不凋

かりらの平岡のとゝ山もてゝ

花雪の外を胡蝶の雪吹うれ　栄山

○[illegible]
○千首　雪ゝまつ[illegible]
○家集　[illegible]
いざ鶯のつゝみよ指せん[illegible]　寥和
○若葉巻上云中納言[illegible]

のけぞんとのおりんつさどをなるしく今めきこゝろ行よせるふうを略

○夫木集　さよそゝ　おろれをこゝ　せうろくて

さやそ　そのおるのまらこひ　泰家

○歳時記云正月七日七種ノ菜ヲ以テ羹トシ綵勝ヲ剪テ人トシ或ハ金ヲ縷メテ人トシテ以テ相遺ル

○錦繡萬花谷云正月七日登岳聳四方得静張陽除煩惱之術也　○蒔　和名奈都那　俗云リンセンリサ

○本朝供七種菜始延喜十一年正月七日

○吴魚　東醫宝鑑大口魚云魚之大口者曰吴鱈俗字作鱈字矣味鮮魚不佳作腌甚佳

三〻終

俳諧古事談巻四

元孫の江陽州松ひの大守乃所著なる作らるい
瓜のるいあるべしなるもの瓜の皮なるもの
くこゝ西りも言下るる作

瓜乃皮水を　蛭に流也　其角

○瓜の皮　後周ノ王黯客ト瓜ヲ食フ客瓜ノ皮ヲ削二肉ヲ侵スコト頗ル厚シ黯カ意コレヲ嫌フ瓜ノ皮地ニ落ル二及テ取テコレヲ食フ客愧ル色アリ

○著聞集云　人〻あるまして瓜を喰ひゆる所也て戎人
易法ハ皆変なりとて瓜を出さるる者て常遷所のよ
なるものこゝ瓜なるべき瓜なるものこゝ
○瓜ハ大小を撰ひて味ひを撰ぶるを人の瓜美なるを

見て其人の善悪を撰さるを余人の瓜を賣るにたとへ　後魏書見

○真桑瓜　謂瓜ハ濃州真桑村より作る所の瓜上品となれハ今甘瓜のあるとなりて洛の東寺瓜東武鳴子瓜又佳なりとあれとも千も東陵瓜あり和名長安の名物なり

○著聞集　御堂関白殿御物忌に解脱寺僧正観修陰陽師晴明醫師忠明武士義家朝臣参籠して侍りけるに五月一日南都より早瓜を奉りけるに御物忌の中にとり入るべきかいかゞあるべきとて晴明にうらなはせられけれバ晴明うらなひて一つの瓜に毒気ありとて一つをとり出しいかにもかぢせられバ毒気あらはるべしと申けれバ僧正に給ひてかぢせらるゝにしばらく念誦の間にその瓜うごきけり其時忠明毒気治すべしとて給はりて瓜をとりまはしく見て二所に針を立てけり其後瓜動かずなりにけり義家に給ひて瓜をわらせられければ腰刀をぬきてわりたりければ中に小蛇わだかまりてありけり針ハ蛇の左右の眼に立たりけり義家何となく中をわると見えつれども蛇の頭を切たりけり名誉の人々のふるまひかくのごとしゆゆしかりける事なり此事ハ其日記にみえたりとはいへども古き物語に書くりとは作り陰陽師吉平晴明子道師雅忠酒とのくれる雅忠盃取りてうけて事を吉平尺て酒をくすりの瓜ハ今の世のはやりすたりあらはしその如く青ふ風をかく思ひ酒ぐ見て侍れまりゆしくそかく作るいひけるし

としのくれ
物申ハ掛取ごなし晦なし哉　太白堂　桃翁

○堀川院百首　門松をいとなみたつるそのほどに春明ゆくる年やゆかなん　顕季

○徒然草云 晦日の夜いたうくらきに松ともともして夜半すくるまて
人の門たゝきはしりありきて何事にかあらんことことしく
のゝしりて足を空にまとふか暁かたよりさすかに音なくなりぬる
○本綱曰鴨鳴呷呷其名自呼鳧同名野鴨為鳧家鴨為鶩
以別之鳧在野高飛鶩在家舒緩不能飛○又云耐寒数
百為群最夜蔽天而飛声如風雨○種類多真鳧尾長鳧
軽鳧羽白鳧大明鳧赤頭鳧葦鳧芦鳧口鳧黒鳧等也
○或云半井卜養猶為九郎左衛門といひしときのとしのくれに
うらしく火をもれともさしよみてよとのへうらちかき
九郎左衛門ト號の孫をして鴨をおくりけるト書をそへて
鷺鶴は黄をもなそまむなけれと佳節くひの味のよきさま
とつひかれをト書
あなけに年せいたもとそのもとの母やうへせわしいはきのたけ

深草のおとひとしや桃の花　紀泉

○深草少将の小町か草庵へしのひかよひて百夜かよひ給ふへき
あはれ雪の夜もいとはれ百夜かよはんとせしに九十九夜のかよひの
これをおもひなしてすきかよひける深草の少人因志のよの所
ようつまの義の考ならの所にかよひのさしきもいまの松も浪もみえる
○金葉集連歌
桃園のもゝの花こそ咲にけれ　紀経
梅津の梅はちりやしぬらん　公実
○漢書云武帝時一足青鳥來帝前止東方朔曰當來西
王母隠身而王母來奉桃實二七枚是三千年一實上界
果隠屏風後者三盗食之耳
○史記周本記曰縦馬於華山之陽放牛於桃林之虚
○典術曰桃者五木之精也故厭伏邪氣制百鬼又云果

制スルニ桃鞭ヲ以是ヲ驅ト云　○本草云殺鬼利犬小便治面皰矣　勿用千葉者令人鼻衄不止

○白氏文集十六云大林寺桃花　人間四月芳菲盡山寺桃花始盛開長恨春歸無覓處不知轉入此中來

○深草のおねの小町のもゆ(九十九夜)のまよひ　あはれ女

○奥後拾遺に陸奥のちちのはらさとうたの歌よむ　あはれ女

をもちゝ男あり　をこの男　なのりそ　女

けるかゝちにて　百歌　うたん時いとなきを

うしとしひはとて男　歌　をきて　いきけるを　とて

けるを　歌　をかけるを　とて　九十九夜　よめる

えのもの　なとの　なくなる　歌　なれを　あいなく

けるを　矢　をかけ　なる　海　名　なれ

貧よりは萩よりは雪や突揚戸　溶く

○新撰古今集　なかれの花のさかりもいろよりて

ゆくもとまるもさかりの人の香ゆえ　ゆき

○なかれの古萩　なかれの古萩　なかれの古萩

尺ばかりのものなれども　なかれの古萩

法師なりて　なかれの古萩　なかれの古萩

さ萩いかゝ　なかれの古萩　なかれの古萩

〻　桐のもとに　枝をくゝ　その枝よ　花さく

とある　しむ　仲　人　奥列　かけて　枝の

時　文徳　の萩　折　長徳十二合よ　入　招　ありけ　京入

しける　日　おもいを　尺　二条大路よ　人　ありく　車

ゆき　立　ある仲の　五六　見

○徒然草に云仲秋月のころ栗栖野といふ所をすぎてある山里に尋
入て侍りしにはるゝ苔の細道をわけて仏閣ともく住すましたる
房あり簡の戸のもとなりて小柴垣ゆゑ深く見えたり閑かに
なり折たきしるさすがに人あるとなるべしかくてあるほど
よもあらじとおぼゆるにたえぬべきほどの構へなれど木の枝もたりそなる
竹子の木の枝もたりそなる
はるばるまうでたきしかくかくしかるべきなりとこそ
侍しかとぞ申さめてしかなんと

菜の花や月は東に日は西に　蕉室

菜の花や本草に云蕓薹の花三月より小黄花開甚美菜子油
油を搾りて燈を照すべし花のいろをもて黄世界と云

○菊清水　西行法師

流くとよりやはじめもあらん　あふ事まれる山の井の水

○老子知人者智章云　知人者智自知者明勝人者有
力自勝者強知足者富強行者有志不失其所者久死而
不亡者壽

○菅家文草閑居詩

便宜依水此生安
疎慵植柔繞收得
殊恨餘年不弄食

○方丈記云甚だのあらさ海のつなぎ廣さいかるべき事
なるさへ七度かうらく事をおそれとしさ海をしめて作
らんに居ぬべき所あらじ
もしかりそめにくるべきあらば
先造るほどいくばくの日数か
ひるがへすべきなれば

[illegible]

○玉集　芹又飛菁をこゝら俤の花もくるみを七枝

若菜うゑ蝶は拔蟬ぬぎ[illegible]　友之

[illegible]

太の葉を小野平野と思ひ[illegible]

○荊楚歳時記云正月七日俗以七種菜作羹食之人無病矣　○師曠曰歳欲豊草先生草先生草中ハイヌツナ　○蔡藤本綱云初春生苗葉高六七寸似蓬根白色枝莖青三月開花

○莊子曰昔者莊周夢為胡蝶栩栩然胡蝶也自喻適志與不知周也俄然覚則蘧蘧然周也不知周之夢為胡蝶與胡蝶之夢為周與周與胡蝶則必有分矣此之謂物化

○杜陽編云唐ノ穆宗ノ禁苑ニ千葉ノ牡丹開ク黄白ノ蛺蝶數万飛テ花ニ集ル網ヲ張テ数百捕得見レハ乃シ悉金玉ナリト　○夫木集　おもしろやたれかはるもかはるらん　仲正

新流螢の吹の潔よ渡りゝ　永我

○伏見殿千首　ち〻ばの分をこゝに川よとゝ落る
消ぬかとひや　今ゝ乙ゝ　釈長

○浮舟を云いとゝもうゐをなるものと昭君をこゝにちいさく舟
ゆうあひてきこゝまゝ流れ
たんすうゝ心はそく朝〻
とゝ落を有の月をこの
なんゐちゝおのゝ
天鏡ゝ
ちゝもゝ
ふさを乃ゝ

女もめつらしうんみちの中ゝよ
○あちこちの小しはいろいろかゝりをこの流あてゝ
○百聯抄　螢火不燒籬下草月釣難掛殿中簾
○杜律　幸因腐草出敢近太陽飛未足臨書卷時能黙
容衣隨風隔慢小帶雨傍林微十月清霜重飄零何処歸
○蒙求　晉車胤博覽多通家貧不常得油夏月則練囊
盛數十螢火以照書矣　○和名保太流
○江列石山寺に試ノ谷といふあり此谷に螢多く大さ常の螢よ倍
俗ゝ螢谷とゝ北ハ勢多橋南ハ供江ゝ流凡二十五町其間ゝ
流ふすゝるさ十丈ゝ程ゝ編ゝ大燈のゝ或数百塊集て水上に
零落るゝ火燭を碎ゝ如ゝ景色異し毎年芒種の後ゝ吾
夏至の後五日ゝ到り凡十五日の間盛ゝ流ゝ
但ゝ小ハ橋を渡ゝ東ハ川を渡ゝ常化ゝ時節

[illegible]ん[illegible]今[illegible]の[illegible]其蛍川下宇治川より到[illegible]所は夏至小暑
の[illegible]を[illegible]ら[illegible]と[illegible]と[illegible]と

東巴

東巴流濁り江集寺

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

公任卿

[illegible]

○明詩正声　碧樹香臺錦繡連廃寺空山瑣暮煙

○草菴集云　世中[illegible]

[illegible]

亟如法師

[illegible]

[illegible]

敦如法師

[illegible]

○三代實録云古代ハ耕作シテ取牧レハ先是ヲ神ニ奉

是ヲ初穂ト云今金銀米錢等ニ至ニテ神ニ奉ヲ皆初

穂ト云既ニ貞觀十二年十二月山州葛野郡ニ始テ新錢

ヲ鑄サセラレ近隣ノ諸社ハ新鑄錢ヲ奉セラル告文

略曰仍所鑄作之旦穂二十文ト云々

○連珠集云洛小松殿庶永十年ニ相國寺の中正藏主命ル

入ル中正ハ楷書ヲ[illegible]大明人褒ク曰書法才一ク乃承樂通

宝の文字ヲ[illegible]ル今天下ニ流ル所の承樂通宝の錢ハ中正の

より中正又仲芳より

○桜井基佐洛陽の人し利發にして永徳と号し連歌の達人なり

宋祇[illegible]波集を撰めて基佐の名を今和歌是を憤て

遥見筑波錢便入　不論上手與下手

是ハ[illegible]その[illegible]なるべし

と称するして宗祇の句を略する事[illegible]

○今はむかし祇園の世恒といふ妻わり眼の天子宴を行のけるよ
小門よりあやしき女あくて高くなりて小のたなびくを流すとあるを
[illegible]なるを[illegible]ひとりの[illegible]
[illegible]なるを[illegible]
[illegible]

○仲哀物語に東ふくいてるとれた女
夜もすがらきみよまめてをうけのさそかるるてせるあり
○千首　ゆさあるまの袖の湖水[illegible]

夕[illegible]　宋雅

○五雜組云百草不畏雪而畏霜蓋雪生於雲陽位也霜生於露陰位也不畏北風而畏西風亦蓋西轉而北陰未艾也北轉而東陽已生也

○源平盛衰記云近衛院大后又ハ後白大宮殿と申大炊御門
古大臣公能公の女にて後徒大寺実定卿の妹にしけたるを
小侍従と[illegible]
[illegible]

朝霜や狐もくるで別れを鶴

狭父小川　沾橋

あるとて人々ものいねたるまゝにて侍りし
侍宵に物がたりの類きゝはべりしあるものゝ
はべりし侍宵小侍従と申ものゝ八月十五夜接列福原より
四都の月を賞せんとて実定卿はべりしよりあれはべりしこと
法勝寺のあたりまで牛車にてゆきけるに三位の
なる所に実定の供なりける藏人ゆきひけるはべりしを何
事ぞとてもとめて牛車をとゞめさせ大事のなりとて人
を使にて車寄に侍従の殿をこ
ゝにとゝまるべきなりねたやうにて車に入て
きたる所をかくしてせとはとて方々をかくしひ出てこれを
とゝまるべきなりとて車のすだれをかけてこれをとゝめ
物がたりとはいひながらこのさまをいふ人
とてこれをのせて車のすだれをかけてこれを
ひつるとやきたれをいふ人あれ
ひつるとやきたれをいふ人あれ

▲此大宮ハ洛陽曇華院とのゝよし比丘尼法名ハ今ハ侍宵ノ小
侍従とて女房なりしなるの又法大寺家ハ毛乃加服
の称号ある徒太夫ありし
○延久年中伊勢斎宮の時ゆゑ狐を神狐とおもふる祠あり村民
あるこゝを祭りて怖る其狐なるもの久しく中疫をなす狐を射る
者神あらかしの事神座に及ひて狐をさはくゆゑ中に帥
大納言経信卿ゆへて曰ハ白龍之魚勢懸頭諸之骨網とそ
ゆへ狐を射たるハ何の祟あるとこゝ狐のたゝりなる
ゆへ狐を射たるハ何の祟あるとこゝ
出ることを預諸ゝらゆへ
ゆへ大海よりかゝりて都王にたゝ
ゆへ大海よりかゝりて都王にたゝ
ゆへ大海よりかゝりて都王にたゝ

○玄中記云桃都山有大樹云蟠桃枝相去三千里上有天鷄日出照此木天鷄鳴天下鷄皆隨之矣

○日本紀曰神入于天石窟閉磐戸而坐居焉思兼神深謀遠慮常世之長鳴鳥使互長鳴矣　那加那岐登利

○鶏ハ積陽大德の精し故に陽出て鳴る也五德を備ふ冠を戴ハ文なり足搏距ハ武なり敵に向て鬪ふ勇なり食を見て相ひ伝ふ仁なり夜を知て時を失はざるハ信なり故に司晨の名あり　○鶏の絵賛　馬九光度

人のなかにいとさとめやするまことめでたしの世にうり

四生今ぞ知るとよ大和よ天の川　葉五

○夫木集　よしのゝ山ゝ花やちるらん天の川　俊成

河内国交野郡にあり　大和ハ天之川トゞナフ

○伊勢物語に云日かたぶくまでなりぬれば人ハ酒をすゝめて花のもとにうゑこの酒をのみてんとてよゝの花ををしみあくるあしたの川とよ

ゆく春ハ風にしたがふ花なれば　たまのゆくへ知らぬ春かな

てゝ西の川のきしにうゑたる花をゆく春とをしみてよめる

うのはなのうへにしらなみたちかへりきしにうつるかとぞみる

かつらゝ七夕つめとかんあるのうりくるゝ氣いとゝ

山岳月

雲ふかしいよのしらとり　仏月　千載

○千載　仏月ハ月を仏にたとへ紀の郡なる　俊成

○玉葉　仏月の光ハ仏に紀いとゝ人なるなり　行尊大僧正

○袋草紙云後京龍永胡長ハ高野遍照寺にて月を例て曰ク

[illegible]人もなき[illegible]の秋の夜の月の光てらさひ[illegible]かりなく
其頃公任の卿して少心長谷に行あへる定頼卿その夜の
哥とりもとめつつ[illegible]ふ[illegible]ひ秋を感歎して袖
歌をかき裏よ能永誰人哉和歌得其解とかるるこれより能永
はまたまたく感よたへを定頼の哥ひひ彼卿を先とす
物の袋よ網めく宣宝とす

○荘子斉物論曰方可方不可方不可方可

○天台善悪不二　○六祖曰不思善不思悪

○有善悪　古今注云漢帝の時無悪善とかの蓮書
小野参さうぶくもよ[illegible]ん[illegible]ひ[illegible]て流罪せ[illegible]し
筆[illegible]智わりもよ先[illegible]ひ[illegible]を一伏三仰不来待書
降雨戀筒窮と書し尺[illegible]
月夜よ[illegible]ぬ[illegible]ふ[illegible]ひ[illegible]

一伏三仰を方寸よ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]
[illegible]

湯ノ乃わくぬ[illegible]り[illegible]り[illegible]り[illegible]り[illegible]り　倫仙

○龍山百七百首　[illegible]

秋[illegible]

○推古天皇三十四年三月壬午の日五瀬国并に日向国より言す
五瀬国黄葉県佐伯の小鹿来死く三日三夜にして蘇生る
日向国小畠県依嶽の嘯戸といふ者母に死て母に蘇生る
其極悪の村郷の名を[illegible]ぬ妻子を[illegible]
日向の[illegible]を[illegible]日向の若い五瀬の[illegible]
名[illegible]し其子孫[illegible]
今と何を[illegible]人母時よ死して昔よ冥府よ至黄泉

の大帝議して曰ク人の命未し卿より遣はし冥使を
牽て帰り渡りてその魂戸を差て妻家の子孫に
也不審縣社より問ふ所神巫に託て告て曰冥使ハ通明と
何ッ謂ふ所ぞ人人其魂鬼を考て又多く冥府をうらふ
冥帝勅して詔て教て此なるものを其躯い我等ら父とのへ
とを公い即象ら実に父子あるこれ父子の躯い由なり
父子まこと以て子と為ものぞ孝くい又を給んと欲朝庭府を化
父子の孝より始て小經来か月向ふ至り時戸ハ五湖より
故のごとくして行業一卿の為ら又暫く足を以て嬉や日
向の物語とは▲日向ノ佐伯と伊豫ノ小島と互に替るべ
○無門関云 五祖問僧云 倩女離魂那箇是眞底
五祖向僧倩女離魂張鑑衡陽ニ家イス 幼女倩娘端
麗絶倫ナリ外甥ノ王宙美容観ナルヲ見テ常ニ

テ云小妻ヲ以君ニ會セン鑑賓僚ノ選アリ女聞テ
樂ニス宙モ亦恨ヲ生ス辞シテ生国ニ赴ク舟ニ登
テ行コト数里夜半ニ一ノ女岸上ニ有テ用くトノ來
ル乃倩女ナリ宙喜テ道陪シテ蜀ニ入テ居コト数
年二子ヲ生リ倩其父母ヲ思フ遂舟ニ命シテ俱ニ
衡陽ニ帰ル州ニ至テ宙先ツ詣シテ鑑ヲ謝ス鑑愕
然トシテ曰倩娘ハ病テ閨中ニ在テ数年使ヲ促テ
コレヲ驗レハ倩娘舟中ニ在ヲ見女出迎テ翕然ト
シテ一躯トナルトカ

登彰やよりて日華の中ゆるも　伊賀　紀之

○旅人のゆくてくるを落ちてあるむさし野の月ゆう
そよぐの風の中とつまる寺く菊の葉のうらぐに又蓋裏のそこの

いとなすきなるこいはやくなるを
あるいはもちなんしるなり
ひとをおくくはなるこそ実際のなを
○本綱云 旋花生于田野甚多雖鋤艾治之又生其根
蔓延棄如波菜葉而小至秋
開花如白牽牛之花而粉紅色不作辨狀如軍中所吹鼓
子故名之不結子其根白色大如筯
○大食本艸云 旋花俗謂鼓子花其葉似薑花赤色味辛
美子狀如豆蔻此旋薑是也矣
○一種千葉者色似粉紅牡丹謂纏枝牡丹
○鄭谷經賈島墓詩云 水繞荒墳縣路斜耕人誹栽
夕陽嗟 重來兼恐無尋處 落日風吹鼓子花
○多識云 波也比登久左 案比留加保是鼓子花也矣

音さゝ　賤ゝ　皆泰ゝ　華清宮　持扇

○東坡詩 可城望舞袂綠浪風撤舞
○刘禹錫詩 麥隴風來翠欲流蹤蹤小雨似深秋
○犬旋麥 故名大 犬 大 赤
○本綱云 大麥苗粒皆大於麥故名大 麥 五穀之長矣
大麥穀粒有赤色白色肥大 皆穗尖芒如麥 粒大皮薄麩多穀少 稻麥八大麥ムキヤスクるものゝ酒に
醸ものゝ ○麥早きハ九十月ゝ種生下根 晩きハ十二月ゝ
種をおろす 皆四月 皆熟 ゝその苗ハ而立春より百二十
日ゝ中ゝ 苗ハ冬ゝ 麥ハ百日の中ゝ 苗ハ
三日の中ゝ 苗ハ冬ゝ

○土俗談云西行法師奥列よりてうり杉後一見の時一人の童に
あふ法師いづくにか杉はよと云杉原を尺にして教く何のこゝ
ろぞ歌よみ給へしとあるとこゝろ
に哥よみ給へしかゝる歌をよみ給へし法師と空にして長持
の事なく歌をよむし岩清水のもとに云西行法師の事なるべし
まゝこのこゝろの五句のあるとし西行の歌として
の本今にあり 評曰是い塩竈の明神かりよりあらはれ給ふ
ゆゑなりとゆゑつくり試まい表しとなく
○神代巻云 是時保食神實已死矣 唯有其神之頂化爲
牛馬顱上生粟眉上生蠶眼中生稗腹中生稻陰中生麥及
大豆小豆天熊人悉取持去而奉進之矣
○華清宮在京兆府昭應縣驪山大宗貞觀十八年嘗建
御湯名湯泉宮高宋咸亭二年名温泉宮明皇天宝六年

改爲華清宮 兼清い井あの沈香なり
○聯珠詩格崔魯華清宮詩
草遮回磴絶鳴鑾 雲樹深々碧殿寒
明月自來還自去 更無人倚玉欄干

第 [illegible] 采山

○清慎家集 第よりよ入日のもいはしるこ
いろふかくらくらんなるん
○箒い掃本とゝよまるゝ此草の空ばかりやうする
もの多り乾しく薬を出り藥を深くるものよ用ひて
先ゝくよんで蠹芥を除くものをもくて帚とゝつく
掃除の二字もこれより出るなし
○本草云子落則老莖似藜可爲帚

鎌倉一見乃時

月清やそよ代も加へ色ぬく鶴ヶ岡　　壽鮮

○新拾遺集　鶴ヶ岡本ゝ[illegible]

ひさくらゝ[illegible]代の春　　左衛門督基氏

つゝ[illegible]の一名を井に[illegible]

○玉葉集　月愛秋久　　正二位季經

雲井はく[illegible]百代ゝ[illegible]へき月よ[illegible]

○東鑑云鶴岡八幡宮ハ伊豫守源頼義勅を奉リ安倍貞任

征伐の時丹祈の旨あり[illegible]康平六年秋八月潔に石清水[illegible]

勧請し[illegible]由比御[illegible]永保元年二月陸奥守源義家

修理[illegible]其後治暦四年源頼朝祖宗を崇め[illegible]

小林御の心の[illegible]宮廟を[illegible]鶴岡由比の[illegible]

[illegible]下宮[illegible]又建久二年その上の[illegible]

[illegible]上ノ宮[illegible]初祭[illegible]の由比の[illegible]今[illegible]

[illegible]○夫木集　鶴ヶ岡あ[illegible]

○上ノ宮　三座　應神天皇　東ノ間ハ神功皇后母神し　西ノ間ハ

妃大神[illegible]姫神し　仁王門の額ハ良怒法親王の筆

○下ノ宮　四座　仁德天皇　東ノ間ハ久徒宮　二神氏仁德帝の妹神

西ノ間姫神し　若宮大權現の額ハ[illegible]法親王の筆し

末社の中に○玉垂明神ハ高良大[illegible]し　是應神帝ノ臣下し

○松童　元大武　松童ハ遠祖帝の牧牛　元大武ハ同ノ車牛し

○白羅明神ハ源頼朝公　本像わり　社家の造立

○柳営明神ハ源実朝公　社經叛ノ造

○回御影　當社神宝[illegible]

[illegible]箱に納を十二[illegible]毎

一月文代しく守ゝく相伴ふ頼義公貞任追伐の時、家ゝ多り此
る報ゝ多つゝ濃泉として佛利を深る甚後義家公東征乃
時まゝ此ゝ又頼朝公伊豆にあり夢に異人来りて夫の
るゝ御れ那國名を学ひ二位尼御れ〻ゝ名を信ス
時頼乃代の至ゝ當社ゝ納ひ
○徒然草云最明寺入道鶴岡の社参の次ゝ足利たる入道の
ゝ〻ゝ〻ゝ〻

鎌倉圖

武蔵野の新田 燒て挑の花　川越　連圃

○拾遺集　陸奥の三月三日よりの人のそのかまとひらけ　大伴家言
そのかたはらにたもとあるしるしとやいへるん

○謝靈運詩云山挑発紅萼野蕨瀬紫芭

○正三位李白の詩に　ひさしく蕨やすくさを海
さそくしてなをそなれやあるひを　ひさのあるくたるこの田を
なりて今むかしのと称するかを家花野よりの廣中名をもてその

○神代卷云以粟稗麥豆為陸田種子以稲為水田種子

○易繫辞曰　称神農始テ耒耜ヲ作

○通傳云皇帝始テ歩ノ立テ畝トス

○史記夏本記云雲土夢為治　注孔安国曰雲夢之沢ハ
在江南其中有平土丘水去可為耕作畎畝之治

魚網　川越　沾雨

○紹巴至宝抄云一葉ハ落テ天下秋と作りはる梧桐の葉と砂秋はその梧桐一葉
落テ天下秋と作りはる梧桐の葉と砂秋はその梧桐一葉

○夫木集　あちよりとりのさしてあそこのめをあきてすらよ　或云狩
あちよりとりのさしてぬしの分紙　仲正

○業唐卿漁父詩
網裏無魚每消銭　酒家門外口流涎
幾回欲解蓑衣當　又恐明朝是雨天

○網　董仲舒業云臨淵羨魚不如退而網

○三才図會云坐罟扱罟提罟其三制俱相似

○宇彙ハ罟音増魚網有機者也

○殺生　弘法大師釋曰地獄猛焔生殺生業

降雪やさえまさるつきの塩ぬれて　左隆

○伊勢物語に海人の心をえんとて月のつくりよりあいとたくみ
なりとあるを思ひよせたるなるべし　注事物云塩蛍ハ蛍塩とも
ものあり其ハ鹿似て山又竹篭を井あけらやうにあり云々塩ハ
○西行宗祇遺蹟遠浅の海のとやうにまつのうれにかゝりたるに
何人の奇にくもりとの白をかしてこゝ白の下の白はくお殺する
とつくる事ハいとゝしろうしろうのくもおもをしとおもてを宗祇
うのつくるもおもをしとおもてを宗祇
うのつくるもおもをしとおもてを宗祇
白をを下の白よりもるがいろや

[illegible]

涼しさや竹の葉ごしの夕日影　布仙

○姫川院百首　もろこしにいく夜の秋ぞ竹の葉の
すがしきなりけり　匡房

○杜律　山木蒼々落日曛竹竿裊々細泉分

○五雜俎云羅浮巨竹圍二十尺有三十九節節長二丈可為揺船猟人以大竹為釜物熟而竹不灼也

蓂にせよ霰ちらく日の玉はき　沾川

○姫川院百首　いとすゝしかぜのうつるなりけん　肥後

○五雜俎云霰雪之未成花者今俗謂之米粒雪雨水初凍結成者也　○霰　美曽礼　雹　阿良礼　和名抄誤也可改

○玉篇　八雲抄云正月神祭の日の松をひきてうゑ何の家をもくなり　優婆塞傳ヨ田舎よりかひとこの事をすゝめ初春子日に小松を第をゆひくゝりて付花をちらくゝとり又玉い祭る事

○袖中抄云正月三日侍従堅子王臣等内裏の東宮殿下にまゐりて昌蒲大木香東方朔をちらくゝとかゝりて物ひ嘉よ餅なゝ〜む法師禊を作りて賦日神去のちるのゝふのおちるのゝ

仁和寺の歌ハ万葉集才二十卷ヨリ入ル四十六代孝謙天皇天平宝字二年
正月三日東宮の御下侍りて[illegible]の月しらるる時
猶子[illegible]敷[illegible]
大伴宿禰家持のよみ[illegible]る歌
志賀[illegible]の[illegible]御[illegible]京極の御[illegible]
玉の[illegible]の[illegible]
京極の御息所ハ五十九代宇多の帝の御[illegible]時平公の御母[illegible]
志賀[illegible]
○或云王第ハ著とい[illegible]
[illegible]
[illegible]

或云垣下とハ正客の相伴を云ふ

置土も雨に流れて蛙哉　卅也

○夫木集　春雨

晴のふるとなる蛙なくらん　家長

○古今集序云花をのうぐひす水にすむかはづの声をきけばいきとしいけるものいづれか歌をよまざりける　註云花鳥の色に付て哀を[illegible]

[illegible]

○續日本紀云稱德帝時神護景雲二年肥八代郡蝦蟇陣列廣可七丈南向去及日暮不知去処桓武帝時延暦三年五月蝦蟇二万計從摂州難波南行池列可三町入

四天王寺内悉去矣

○皆陶集云後拾川院寛喜三年の夏高陽院殿の南の大路の
辺あり蝦蟇千集りて唱合せり一番くるゝ唱あひてあるひは
唱殺さるゝ或い汗出して腹白くなりあるいは死せるもあり
集りゆるゝ或人蛇を求めて投入るゝよりも怖るゝ事なし
蛇もまゝ去んとせれど逃去らず

○雍州府志云井手の園浦よりある水の蛙その音多
清朗なり世に所謂井手の蛙わ也なり

○河列侯郡天鄙の迫ゝ西行田とゝ名づけ雨降ゝ田を限て蛙唱す

○蝦蟇 和名加毋流 俗云加波須 蛙 和名阿末 加毋流

○本綱蛙後脚長故善躍性好坐故曰坐魚俗謂之青蛙
其声自呼大其声則曰蛙小其声曰蛤又云農人占其声
之早晩大小以卜豊歉蛙亦能化為鴛鴦之属

月一ッ降る聚もあり紀寒さ如　志水

○彩古今集　風そよゝ木の聚ちれゆくよるゝ
流るゝ月ぞきえ庭の月かを　式子内親王

○赤えもの百首　末のそちる梢あるゝよ嵐さえ
みゝゝゝ百首　沙弥蓮光

○今夜生公講堂月満庭依舊冷如霜　東坡詩集

○坐覚飛霜噀尾屋天如寒鑑月如氷　活法

○徒然中云望月のくまなきを望のみすてゝ月見るよりも陸
ちくまりてまちいでたるゝ月を見るこそ心にくけれ
枝の枯ゝ残りたる木の葉のうゝ月のうゝ
ちくわいしゝ推柴ちゝ
めきくるゝこそ

○枕中子云栄[illegible]

○朗詠　寒流帯月澄如鏡　夕吹和霜利似刀　白居易

○蒙求云　孫晨字元公家貧織席為業明詩書為京兆功曹冬月无被有藁一束暮卧朝收

○韓退之詩云　肌膚生鱗甲　衣被如刀鎗　氣寒鼻莫嗅　血凍指不粘　圍炉不覚煖　獸炭屢已添

○寛永仙洞御所合　冬天象　右　玄部の報王

涅槃會　仏ようの日の北殿主　水語

○新古今集云二月十五日の涅槃のこころを[illegible]

○法華壽量品曰為度衆生故方便現涅槃而實不滅度常住此説法

○涅槃経曰爾時世尊三反入諸禪定三反示誨衆已於七宝牀右脇而臥頭枕北方足指南方面向西方後背東方其七宝牀微妙瓔珞以為庄厳

○世尊年七十九歳二月十五夜惠日滅没シ玉フ轉輪王ノ法ニ依テ棺槨ニ收メ白氎ヲ以紫フカ士四人足

ヲ舁ニカヲ尽セドモ挙ラス八力士乃至十六力士是ヲ舁トモ竟ニ挙ラス阿泥樓豆告テ云ク縱ヒ城中ノ人傾テ挙ルトモ能ハシ尒時摩訶迦葉瑞光ヲ見テ驚キテ座ヲ立チ耶鉢羅窟ヨリ衆ヲ領メ娑羅林中ニ来ル佛即チ金棺ヨリ雙足ヲ出メ示シ而メ足自ラ收メテ棺乃シ自ラ挙リ虚空ニ昇ルコト高サ七多羅樹也拘尸那城ノ西門ヨリシテ東門ニ入リ如レ足四方ノ城門ニ出入シテ城ヲ遶リ已テ大衆即チ如来ノ紫磨金身ヲ扶ケテ棺ヲ出シテ宝牀ノ上ニ置キ妙香水ヲ以テ洗灌シ兜羅綿ヲ以テ裹白氎ヲ以纏ヒ又柿二入ル諸天及人等各〻無價ノ拂擦沉水香木ヲ持メ大香縷ヲ結メ棺ヲ其上ニ置キ炬ヲ持メ香油ヲソヽキテ茶毘スト

涅槃経及釈迦譜ノ説

○僧明兆ハ吉山と号す法眼の人にして京東福寺大道和尚の弟子なり

少年より甚畫図をぬむ大道和尚是を見て戒しめ師子の絵を給へ

ども変ずるなく明兆ひそかに元道路より乗りて老い破屐なる人の

家に盡の半張公師より乗りて是より自ら破草鞋をはき

一日偶大道師の坐るをうかゝひ不動の像を画くに師既に成る

兆おそれさて縑の下に隠す師も又その神を服して是をゆるしめ給

あらず爾より師も又その画の中に大焼地獄出て掩ふ

今東福寺にある所の畫図皆明兆の画する所なり

釈迦涅槃像 縱三丈九尺 横二丈六尺 嘉永十五年六月日 明兆図筆トアリ 毎年二月十九日に掛ル

五百羅漢 五十幅 所本モ常楽菴ニアリ 十六羅漢図

四十八祖ノ図 四十八幅 寒山拾得 大像 両幅 正面達磨像 幅大

正面白衣観音ノ像 雌雄 聖一国師ノ像左鐵拐右蝦蟆三

幅各丈余 法堂蟠龍 長十余丈始め紙よりまとを画て後

よ堂宇の天井より貼き霧雨の形先より侵さるゝ事張弧くく
朽腐〻一旦暴風より吹ぬきて片くく飛揚くゝ散散
京師の人士ゝ画龍天より降るゝ少〻星其殘片今に常
楽菴にあり鱗刺あるゝを畫るゝ事〻天井の画龍とこの
明兆なり權輿とす　後園二見

初雁や人より四十比岸あり　紀逸

○新拾遺集　今よりの秋の霧さえよいうゐん
さらうの金とゝ思てきるゝ　茂正雅冬部下
○釈正徹堂ゝ〻時東明院よりあり其内ひよりを引法師と
いふものゝ有る月次の舎あり恩徳院の侍僧の所ゝ〻
法華ゝ〻ゝ〻つもてり侍ん〻ゝ〻ゝ〻ゝ

[illegible]

○素問云年四十而陰氣自半也起居衰矣注云内耗故陰減中乾改氣力始衰云〻

○靈樞云　人年四十腠理始疎栄花稍落髮班白也

○禮記王制篇曰五十而始衰アリ志ル月本ハ四十

[illegible]老のはめとして変〻し　○子曰吾十有五而志ス于学ニ

三十ニ而立ツ四十ニ而不惑ハ五十ニ而知ル天命ヲ六十ニ而耳順ル七十ニ

而従心所欲不踰矩　論語

四之巻終

俳諧古事談巻五

初秋乃ゆくてこそ縄をたゝ　嵐雪

○夫木集　あしたゆくかりのこゑ　後堀河院

秋の夕をうゑたるかりのこゑ

○心動　無門関非風非幡話云六祖因風颺刹幡有ニ

僧対論ス一リ云幡動ル一リハ云風動往復曾未契理祖云不是風

動不是幡動仁者心動ス僧悚然兵

抄云六祖因風〻六祖ノ五祖ニ衣鉢ヲ傳テ南海

二至テ印宗法師ニ法性寺ニテ逢テコサアル時分

暮夜ニ風カ颺刹幡也ニ僧ノアルカ是ヲ見テ一リハ

幡カ動ヒタトヒ云イ一リハ風カウコイタト云也風カ

アツテモ幡カナクハ動クニイ程ニ幡カ動イタト

云又幡カ有テモ風カナクシハ動リヒイ程ニ風カ
動タト云心也サシテモナキヿヲ論シタソヤ去風
ト云幡ト云ニ當処カ有テ云タト見ヘタソドチヘ
モ論量ハ無用ノヿ也刹幡ハ説法ノ時幡ヲ挙ルヲ
云也往復〻〻往復ハ言ノ往来也ヲツヽニクツヽ
問答ノ互ニ理ニ契又也祖云不是〻〻風カ動タテ
モク幡カ動タテモナク仁者ノ心カウコイタソト
ナリ下略　▲仁者法花經ニ仁者トヨム也

○大和物語云俗歌音の如くなる人のもとにいとしたうよりてあり
ける女の方なれはやがてに感動しつゝ
○古文言箴　人心之動因言以宣發禁躁妄下略
○陸佃云萬物以風動以風化牛馬見風則走牛喜順風馬喜逆風
○説文風字从虫凡声風動蟲生故虫八月而化

○扇拾遺集　法師の扇をとりて和歌をよみて和歌式のあるを
とられくもつまるもつまるはる扇をもとりてとんもとりて
○連珠集云　洗愚法印参内して止觀月隈童山挙扇壁之
とりの事を後法皇されて扇を実会せらるゝなる
拾しめくつうきとして
あるとしたる扇にあるとして月にいくとしん
をしつくまるとして　扇も忘れたり
妙法のしりくまのの月をみて
○夫木集　ゆりもてこさしかしつゝ
風の吹こゑ　やい　俊頼　びゝ歌い侍りしなる作りたるこゝろ歌とう
扇をおりて作りたるとのとしたる歌舞ひ扇歌の題へとを
案すに於舞郡と俺蔵郡ハ白子上野ノ辺ニテ

○菅三品扇詩　不期夜漏分後唯翫秋風末到前

○西京雜記云長安巧工丁緩作七輪扇連續七輪大經丈一人運之滿堂皆寒

○一休和尚嵯川新當の對して扇も五戒を破ると云其辞

殺生戒　竹截為骨　偸盗戒　虚空偸風

非淫戒　要共要合之　妄語戒　書量空言

飲酒戒　開目塡しくつ

○河海抄云蝙蝠を入て扇を作りしより扇をうちふりしきるのあぞのうちふりと書

○東鑑云廿六日令立宇都宮給之処佐竹四郎自常陸国追参加而佐竹所令持之旗無文白旗也二品令咎之給共御旗不可等之故也仍賜御扇日於佐竹可付旗上之由被仰佐竹隨御旨付之云々　文治五年七月奥列セノ時ノ事

又花と見るや外木の雪の枝　正與

○外の木を雪ふりてるハ梅一雪を外の木と見るハ一作なり

○千載集　雪ふりて木の梢よ咲そめる　校よりかのもちりきり　俊恵法師

○後拾遺云ふるこ雪たんだのこゆきとしるしるまれなるかな　木梅

たるまの雪をたをれ雪とてはきまるやまりく

たんたのこ雪くいつくしかさやあまりとふくくるへとぞ

やさむしまつのひるまるのやあ風ぬおさわくれりまりて雪

の海よりかく作るをはるより後波はを日紀よ入くう

○韓詩外傳云凡草木花多五出雪花獨六出朱子云地

六水之成數雪者水結為花故六出　○和名抄云岐

○左傳云平地尺為大雪　○本綱云雪味甘冷

○枕草子云雪いと高くふりたるを[illegible]

[illegible]

○朗詠集　遺愛寺鐘欹枕聽香炉峰雪撥簾看　白氏天

○紅雪の滝りしハ聖武帝時奥列の滝　拾河院長治二六月九日の滝　[illegible]

後嵯峨院文暦九月小雪降る　百年千年のひゝしきい

延宝八年十二月戦後戦争物語　六十年よりこのかた[illegible]

○楊櫨　空疏　疏通也中空能通故名空虚木

○本綱云楊櫨所在皆有生籬垣間其子為莢　和名　宇豆木

○堀河院百首　[illegible]

[illegible]　何円

鼠とる思案紙か猫の恋

樓川

○夫木集　[illegible]　仲正

[illegible]

○猫春牡喚牝秋牝喚牡而乳大抵春秋二度生子秋子難育性畏寒也凡六十日而産生一七日始開眼経三旬始自食飲過一月半猫童可十兩則離乳能育凡十有余年老牡猫有妖為災者純黄赤毛者多作妖惟於暗室以手逆撫背毛則放光或舐油者是當為性之衆也　三才図會

○万宝全書云猫純黄純白純黒者佳

○若菜巻云[illegible]

[illegible]

○酉陽雜俎云猫ハ是鼠ヲ捕ノ小畜ニメモ色斑種アリ虎面利歯ニメ尾長リ腰短リ目金銀ノ如上鬣ニ稜多ヲ以良トス其目晴暮夜円ク午晝ハ竪ニ絃ノ如ク鼻端常ニ冷ニメ惟夏至ノ一日ノ暮煖ナリ鼠ヲ食フ二上旬ニハ頭ヨリ下旬ハ尾ヨリメ食フ矣

○本綱云諸虫ノ耳ニ入ルニ猫ノ尿ヲ滴入レハ即出ツ

取尿法　薑或ハ蒜ヲ以テ牙鼻ニ擦或ハ生葱鼻ノ中ニ絃ハ即チ遺出ツ

○廣志云鼠ハ狀兎ニ似テ小ナリ四歯ニメ牙ナシ鬚長露服前爪四ツニメ後爪五ツナリ尾ノ文ハ織物ノ如ク毛ナシ長身ト等シ孕ムコト一月ニメ子六七ヲ生ス

○抱朴子云鼠壽三百歳矣

○南方の海ヲ火山あり蟄然山と云常に焰あり洞あり甚だ出ず火鼠あり其毛を紡ぎて織る布を火浣布と号ス此布垢ヲ入て火中ニ入て燒ヲ垢去て潔ス云々　大明永曆皇帝ノ國姓爺鄭成功を延平王に封ス〻〻時良馬貨布ヲ献ず〻〻送ル此火浣布を牛一の賜物と云　明清闘記見

○田鼠化ス為鴽　法明節ノ次の一候ス　七十二候

田中ノ之鼠　化シ而為鴽ト　若不化鴽ト　妖怪置生セン

○淮南鴻烈解云田鼠鶉鼠　○多識編云田鼠鶉鼠

○或人云田鼠のうるいはるるとき

子のうへ蝶 [illegible] する田植うる　樓笛

○草庶 [illegible] 日よりあり 我のみの蔓より早苗とるし 牧伯

○夫木 [illegible] 雪中の早苗　徽書記

○難類

冨士うる田子の入江の月を [illegible] 苗とるし

○真の細布 田一牧 植て立さる [illegible] 　さを波

或人の云 [illegible] 立するなるへし [illegible] 植て立するとし立てるとし

又は早し共 [illegible] 立する [illegible] 植の新よりそ田

[illegible] 一牧の田を植 [illegible] 遠の [illegible] 植なるをいまて

[illegible] 抑のく [illegible] 立 [illegible] しかのうすして自 [illegible] 送 [illegible]

○神代春云一書曰是後日神之田有三處焉號曰天安

田天平田天邑并田此皆良田雖經霖旱無所損傷其實

養嗚尊之田亦有三處號曰天樹田天川依田天口鈴田

此皆磽地雨則流之旱則鮫之故素戔嗚尊妬害姉田矣

○稻西南地暖而早熟東北地寒故晩熟如幾内則中和

地以為正時凡作田彼岸前十日漬穀於水彼岸後十日

取出下種凡廿七八日謂之苗代經六七日苗生五月半

夏生前三日移種于田謂之早苗米

○行雅曰蒙虫化蝶　○酉陽雜俎張周封言百合花

合泥其隙經宿化為大胡蝶矣

稲の穂 [illegible] 　唯來

○夫木集 いろくるる田の [illegible] 　范光

○穂 和名保一名穎　禾穀末也百穀實繁碩而垂末也

○本綱云粳古者專指糯爲稻今糯粳通稱稻粘者爲糯
不粘者爲粳其種近百各不同其穀之光芒長短大細其
米之赤白紫烏堅鬆香否皆因土産形色而異也
○穀類種之曰稼斂之曰穡稼者如嫁女以有所生穡者
丛會意穀成可收積也會意者收穀之所
○大已貴尊爲百穀守護神○五穀ハ麻黍稷麥
豆加之秫稻小麥大豆九穀云
○案山子鳴子引板ハ田圃の鳥をおどろかしの草偶人ハ弾とりハ
加しの事し草偶人ハ弓矢を持せる雀を防しむ
又飯中國湯川寺の去賓僧都ハ近在民家の奴より嘲して四よ入
稻を取り多雀を追ふ人ハ雀を敵とし今ハ至て田圃の中に
しく鳥雀を懼る勿霊古を僧都と称す去賓僧都
續古今に四りる僧都の名を歌にてぬるとうたへるハ

○女訓卷云むしのひ星よりの水のまもりとなりてさかりの
へある木の木ハ葉りしく多義なるとも枝しくゆをつくるとなる
なりゆゆしく実のけりひ衣なるを門田の稻うるして而よつくる
物まなびしく清くつゝれ女よものあるとひあしあ可ゆ
もるもれしあつ方ちのまみとちをひ出くまして
○狂哥　寄田石姓の言葉　紀名井雅章
四をかるよあるもさむをあくるらう稻ハ食よなる物
信濃路やもろくなる紀行の星祭り　長霍
○関東ハて初童の読にこの紙をたちく哥なを遊よつまて七夕
ちくるまあり加をこい楮の葉相の葉おとる歌をあて川へ流いく
里ハをのこ
○信濃国よハ行之一偶ハ人をとを皆篠行ま
しく大きなるハ一国出作業郡ハ甲列へたく冬遠ハ陳るひ所ハ

文行あり桶の輪を割くに松本仁神上田善光寺
松代善光寺桶の輪を用ひ正月の飾も松なりけり竹なりけり
○泉石集云藤代氏大進殿と云者あり京堂の末にあり元禄
の獄屋に入年ありけるに七夕に
ぬきふる被なられて七夕よ衣ぎぬ〻〻そかな
代寿を坂東の入道さて感ぜ陰陽中あり姪婿として奥列乃
知行を代官させけるとそ

待ッ人を森せく森係〻きす　禾山

○續猿蓑集　幾星をうつしひろくせくそ
せくとうもとる秋者鳴〻ん　慈鏡和尚
○時鳥待い疲し屋い待情ゝ〻〻とし　寂蓮法師
ぬぬゝて待もゝぬ時者秋者い疲ましかきるあゝ

口ぢ〻ゝ狐付あり菊ゝ花　紀聲

○陸佃埤雅云菊本作蘜從鞠〻〻窮也月令九月菊有黄
花花事至此而窮盡故謂之鞠矣○菊潭八其源芳菊茂
リ滋液極テ甘シ馨香四方ニ薫ズ谷中ニ三十餘家アリ
皆液水ヲ飲ム上壽八二三百歳中壽八百余歳其ノ
七八十歳ノ者ハ猶夭殤トス　十道記
○白氏文集第一鼎鳴松挂ノ技ニ狐戴蘭苟最ニ○同集古塚ノ
狐妖且老化為婦人顔色好見者十人八九迷
○夫木集　花を乃るゝ乃のほ〻〻のゝ乃きゝわね
〻〻のゝ乃ゝ〻〻ん　西行
○狐魅人其邪氣入肩脇皮膚間必有塊其脉浮沉不定
其拇指多震也或先疑似之間煎樹葉令服之狐妖者不

曾吃真病者雖嫌臭味而能吃又狐托於人也強氣者則不能托蓋邪氣乘虛入之謂也

○狐ハ花山家筑紫家の二流あり相傳ス往昔狐狸あり一ハ老狐捕ヘんとして花山家の家輿の下に隠れて潜ひを乞ひ遂に免るを得ス又筑紫何某も時異しとして人を死を脚を与るの恐いた同一共ニ狐捕ヘんとして小豆より今に至て狐魅の人あるとき二家の符を請て魅を去る則魅去れ幸祈ぬし又稲荷の狐の一流あり

○抱朴子云狐ノ壽八百歳也二百歳ナル時暫変為人

○神社考云天文年中振列垂井氏大蔵谷にて美女を設て妻となしてこれを出し其事終ひ終に絶ひを絶ス子背ハ天て驚き嘆くに日後の年に狐あり妻と妻則出て狐と共に鳴て去れ其子長性てよく病を祓へり垂井源左衛門是也

木食の脣和し　寒法入り　貴月

○小寒の候　雁北郷　雁久在南　知思其北　雁不北郷

辺境不聞　注云小寒ハ十二月の節なり居ハ小寒ハ北方に故なり方ハ生して小寒ハ方ハ生して小寒ハ方ハ生して小寒ハ方ハ生して

○俗ハ寒の入り小豆粥を食るう俗ハ温熱なるを合して

○脣　和名久知比留本綱云脣屬于脾故熱則脣赤或腫寒則脣青或皸燥則乾或裂風則脣動或喎虚則脣白無色濕熱則濕爛名之曰脣瘡風熱則脣生核狐則上脣有瘡寒則下脣有瘡也

○木食の行ハ佛説よりあるに成ニ或云伝授より佛道に入り一人に仏法を立
うと云り近代の木食行者ハ和刻仏菩薩の像を彫り奥一
ゟ宝山和尚し名ハ湛海 姓山田氏 勢州産生 一色村の産実亦ハ手に
主に性敏頴にして伎藝多くして善く提撕画をのつゝ絵ぬし
十八歳の時薙髮し武陽深川永代寺開光院開梨を師とし又東寺
芝辨和尚より灌頂密乗を受け成ハ高野の勧化和尚より伝ひ仏法職位を
授り小角泰澄の法を慕ひ愛宕の山上に七七日断食し経一千遍を誦
し常に歡喜天の法を修し一万座の華水供を修し一千座の華水供を
浴油供を修する事二千日法験あるゝ挙て数ハ京栗田口歡喜
院を造立し諸人に信を起し花和尚より後に別神院寺より入住
を乞る事三年又別に房を設る事二千日し
成ハ二百人を招て胡麻を焚し一言一食便粥のみ飲むすし
雨降人を射し甚だ恐嘆を異を尽く能其志を察せ一日

洞元比丘尼 對治して白生弱に成て取美寔あり奉仕行者の徳行の
霊験し元人登る事あるゝに成て湛海大に感ひ延命延宝
六年十月飯を寔より絶り修を揭一笠一衣鉢一分に成るのみ二掬
一人の茅舎なく安坐して樹下に座ス一暑に夜又来る湛海を捉
海何を試ひ給ふ茅舎に出来ず一湛海を慢服瞑く気絶を
と成時不動の名号を唱へ給れ力十倍に又海ハ何者と夜又来人
もして去後より出ハ明神の後に繁石彼の夜又ら肌膚に絶ぬ
是ハ神の試給ふ事と思ひ給ハ一瓢の恩一牧の施なり潮に稚越
後ゝ知ん百穀を勧山蔬野菜のみハ食物かし寛文貞享元禄の中
の夏大旱に雨を行るに甚験あるゝ事ハ八万牧十万牧
の後ハ数百座し二十年に至る事ハ一澤の仏益となる大聖無動尊
と号し後ハ宝山寺と及び中古無比の行者し宝永元年六月十六日に
寂を于時八十八歳

又月雨ハ物に[illegible]
秋雨い[illegible]のさ[illegible]
[illegible]るあく[illegible]れ　紫関

○屏風押色紙和歌　通村撰　秋雨　十輪院前内大臣

[illegible]

○徹書記物語ニ云　乃秀の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時鳥聴てかうて吟夜の部　第十

○拾遺集　初くのやまの人に待てんほとゝきす
なほ待りし者いとうぬ者をなれ　小弁

○隠親　紫式部和歌ニ云韓壽ハ容姿花麗ナレハ女毎ニ
イカテトノミ思ヘリ時ニ大尉賈充カ家ニ人多ク集
リ居タルニ韓壽殊外芳シカリケレハ皆人是ヲアヤ
シメトカム其先外国ヨリ武帝ヘ奉レル香物ヲ賈充
ニ分テ給リケルヲ賈充カ女ニアタヘケルヲ韓壽夜
ノ間ニ移香ニシミケルナリ韓壽爭フ支モナラサリ
シヲ賈充知リテ則メアハセケル矣
はなたちばなの人をとめるとき
かなしとおもふものいとすのうゝ者　源氏物

○酉陽雜俎云鳥ノ狀雀鷃ノ如シ色慘黒ニメ小冠ア
リ春ノ暮ヨリ鳴初テ夜啼テ且ニ達ス鳴ハ則北ニ向
フ其声哀切ニメ晝夜止ズ田家是ヲ候テ農事ヲ興ス
只蚯蚓ヲ食フ自巣ツクル支鉄ハス他ノ巣ニ居テ子
ヲ生ス冬ハ則チ蟄ス
○蜀王本紀云杜宇ハ蜀ノ望帝ノ名ナリ初メ鼈靈ト
云者蜀ル乃シ望帝是ヲ立テ相トス其頃巫山崩テ江ヲ壅
蜀人多ク洪水ニ遭テ患トス鼈靈乃シ巫山ヲ鑿リテ
三峽口ヲ開リ即チ賞ノ西川皇帝トシ功ヲ以テ位ヲ
禪リテ蜀山ニ死ス時ニ子規ノ鳴故ニ蜀人是ヲ聞テ
望帝ヲ悲ミテ杜宇ノ昊魂ナリト云　皆杜宇ト訓ス　別都頓宜壽　十王經
杜宇　望帝　蜀魂

雖畑くろ虫てまくをそ人は上　松花

○古今集　波の花の那波のあしいめとなるを
　忘けさ新色人ちらしめや　紀貫之

○朗詠集　紫塵嫩蕨人拳手碧玉寒蘆雖脫裳　野相公

○神代巻云古天地未剖陰陽不分渾沌如雞子溟涬而含牙及其清陽者薄靡而為天重濁者淹滯而為地精妙之合搏易重濁之凝堅難故天先成而地後定然後神聖生其中焉故曰開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也于時天地之中生一物狀如葦牙便化為神號國常立尊下略

○和名抄之青和訓中略和名与之柏略和訓

○本綱云凡草之初生曰葭未秀曰芦長成曰葦生下濕陂沢中其狀都似竹而葉抱莖生無枝花白作穗矣

○四季物語云ちはやぶる神代のいにしへを尤くかなしびをたくはへ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

苅り跡の田毎を見まわる十三夜　惟善

○信列定級の田毎の月は狭搖の山の[illegible]より四十八階の山西あり其形[illegible]紙のごとくにして長短廣狭殆く四十八田ととに因りて[illegible]上[illegible]なれども田毎の月あり[illegible]風流雅なる[illegible]土俗の云ひ[illegible]月を八月十五夜[illegible]千貫の價あり[illegible]とあるもこれその[illegible]未稲実の[illegible]不熟の稲を苅[illegible]の羽[illegible]とそ[illegible]田八幡の神田[illegible]より[illegible]不浄を[illegible]作[illegible]と云

○[illegible]この月[illegible]

○拍玉集　[illegible]

○　神[illegible]

○東鑑云文治五年十二月廿八日平泉の[illegible]の僧侶人數[illegible]人[illegible]奉衡の[illegible]東[illegible]と[illegible]

[illegible]

[illegible]

百人一首より和歌の始まり祇園林　文里

○古今集の序云　歌のさま六つあり　そえうた　かぞへうた　なぞらへうた　ただことうた　いはひうた　ふるうた　これ六つのさまなり　仮名序云　倭歌は人の心を種として　万の言の葉とぞなれりける　注云　倭歌は神代より歌はあれども　文字あらざりしを　人の心を種として　これを文字にあらはすなり　人の世になりぬれば　目に見えぬ鬼神も　やまと歌をあはれと思ひ　男女の中をも和らげ　猛き武士の心をも慰むるは　歌なりとぞ　真名序云　和歌は人倫の大綱　万物の自然の風俗なり　故に或は一言以て百意を含み　或は三十一字を連ねて　万事を尽す　其の体一にあらず　其の用多し　或は天地を動かし　鬼神を感ぜしめ　或は男女を和し　猛き武士の心を慰む　これ和歌なり　詩者人心感物而形言之　孫也　今案之　弄文章　綴和歌　言之　孫也　朱子詩伝序云　詩者人心之感物而形於言者也　故人之所言　長短疾徐　高下清濁　各因其人　聲音之自　而不可強　故聖人　因其人　聲音之自　而不可強　故聖人　因其人　聲音之自　而不可強　故聖人　

○季吟ハ発句ハ若うけるに紙園林の句ハよくけびて宮
ゆ又ちてに如ちかーと必を色句の語絶明し ▲季吟発句ハ
ゆ金つて 海よ渡る雨やうきうさ卯月 芭蕉
越前越後の海を過て布袋の旅商人遥向の弁女をまるを衣の
洗ひ濯さなくきてすす丈婦のおとし一月毒とら人影びし
ひ春を海の月宿ていつし 元年後別へまりし時
月のくゝぬ色の女や 粕井沢 北涼

曲尺の長を備へて生育や今年竹 雙五

○堀川院百首 おゝ生のまゝ紀ゝ長のゝ有ける
秋ハよろくゝ神ぬん 基俊
○延文百首 君ゝ代のゝあゝ神なゝ長ゝ
うゝかの竹の色さきいい 北柏原院

○大尺ハ黄帝管の長を以一尺とし黄帝伶倫ゝ命して律乃
尺をはめて作るよりて古律尺とゝし李元ハ中式の秬黍
を撰ゝ一黍の縱の長さを一分とし此尺宋の代まで用ゝし
又黍を接ゝ其一ツ成一分とし是を夏尺ゝ云 尺度名ナリ
權衡度量皆本諸黄鐘也 ○倭名裁縫具云尺竹量也 今云鯨尺

古律尺

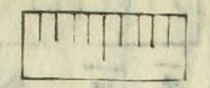

今曲尺 八寸二分 二毛 アタル

今曲尺

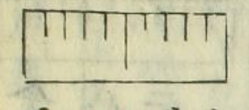

今用ル曲尺ハ旧尺ニ一分六リ

旧尺

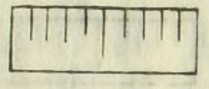

聖徳太子唐より傳ル所不の曲尺なり今和刻法隆寺よりあり是を旧尺一云 今曲尺ニ一分六リニよりて九寸八分四リニあるる

鯨尺

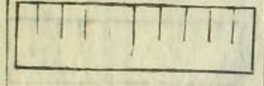

今カネ子一尺二寸五分

呉服尺

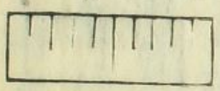

今カネ子一尺二寸

裏曲尺

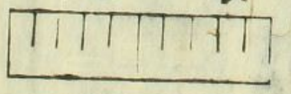

一尺四寸一分四リニヨ 四角のもの角ろ角のまろう

文尺

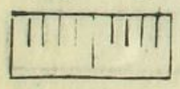

カネ子八寸ニ分 今ハ鯨尺用ル

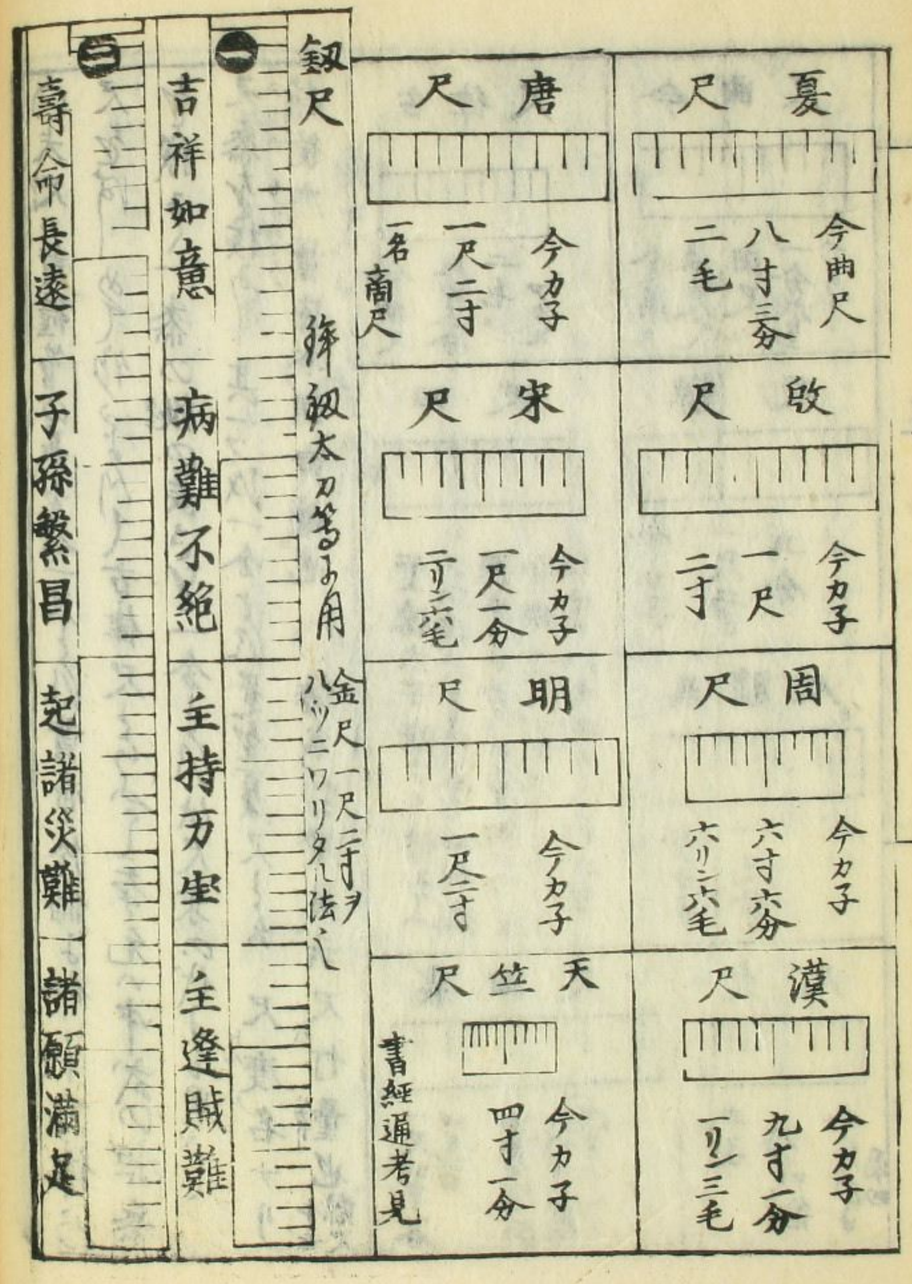

十性香乃試なし　八味子鳥

布仙

○香道蘭の園云十炷香の式八東山慈照院義政公ちゃさ
上なる代い一木を用ゆる事なし皆全き香なり因院大臣乃
ゑ方云任御の百歩香とはゆめもろくの名香を蒸
物し御名ゑ作法刺客入名道茶一木香を焚ちゃ
其ゑ物ゑ藏に不の奇品美し今世ゑ五十種の名香と称ス
義政云ふく始ゑ名の花の且月の夕雨更雪中に焚
ゑ花といふるゑ一時の名御太夫編素兒女ゑ焚ス
雨の情を記し或い詩歌の媒しなる相伽の近に志野宗信
波沙真相伏乃深考し今に志野流相阿沙流の二流あり
文亀の頃相伽の波法として三と九葉に一花を加へ十炷香と
に是別権興しその乃枯舟死肯相茶人珠光宗紙氏師

皆香名の深きゝ[illegible]後元和寛永のころ後水尾帝女院の所所
香名ふるく[illegible]所々に至る一方圓より名香を[illegible]

▲十種名香　法隆寺一名太子　東大寺一名蘭奢侍　道遥
三吉野　紅塵　古木　中川法花經　魚樞　八橋　ふし
一追加六種名香　赤梅檀　園城寺　丹霞　念珠　佛座
流外　ふし又五十種の名香百二十種の名香あり名目略く
▲十炷香の法八一二三。三炷〻〻は九色[illegible]ウ一炷
[illegible]　都合十色しき[illegible]八[illegible]一二三の試をきく
三種きくあり[illegible]本香をきくし試の時の一なり[illegible]一の札を[illegible]
きゝし三の札[illegible]したゝくきゝ[illegible]試の内よりなれ香をきゝしその時
ウの札[illegible]し狼葉札[illegible]折居香ヒ香笑ふの[illegible]香元の[illegible]ハあり
▲[illegible]試十炷香ハ小色[illegible]の十炷香の[illegible]
[illegible]香ハ皆一の札[illegible]し二番　初香[illegible]

別香なゝ[illegible]二の札[illegible]三番初香[illegible]一の札[illegible]
し二番[illegible]香[illegible]きゝ[illegible]二の札[illegible]一番[illegible]二番[illegible]
きゝ[illegible]三の札[illegible]四番ハ[illegible]三炷の内[illegible]
乃札[illegible]し二三の香[illegible]遠り[illegible]の[illegible]ウの札[illegible]又一二三
[illegible]その内にウ[illegible]香中る時ハウの札三枚[illegible]
二の札二枚[illegible]し二[illegible]
[illegible]香十德　休和　尚云　感格鬼神　清淨心身
能除汚穢　能覺睡眠　離中成友　塵裡偷閑
多而不厭　寡而爲足　久藏不朽　常用無障
○香道蘭の蘭十二春秘傳の書[illegible]
○[illegible]　稱負多　[illegible]
大[illegible]密[illegible]ハ[illegible]集三[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]の制の浪りてあるものや法華経にもとるものあり
只祈願の名幷せんて神々の霊威に[illegible]へ[illegible]
○徒然草云　母子なる人は長の物なりとて[illegible]
[illegible]ある真言の書の中にはかの[illegible]
[illegible]招魂の法をもてあつかふ[illegible]
長歌より[illegible]月[illegible]
[illegible]のことさ[illegible]
法[illegible]云　稚井基佐心敬法印[illegible]大系[illegible]
夜話乃双紙一帖あり[illegible]

猿丸

[illegible]

出雲

[illegible]

山鳥

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○和州葛下郡二上山の麓当麻寺、真言単土 古伽藍三百石
迎講法事毎年四月上申日俗ノ此供類ヒ
○草庵集 当麻の曼荼羅をおりて 秋河
ちりぬべきかぜにそなへ
○当寺中将姫の織給ふ曼陀羅其幅一丈五尺節なし所々
抽ヒ上品上生ヒ中品中上の間ノ織給ふ四百十三字あり
奇なる巧ヒ中ノ姫ハ孝謙帝の臣藤原右大臣豊成公の女なり
天平十九年ノ生れ給て顔悟書ヒ善ク十一歳の時父豊成卿吉野
寺ノ押勝ノ後ヒ流ヒ給ふ十六歳にして当麻寺ノ入実雅
和尚ヲ師トシ尼ヒ成リ法如尼ト号す閑居シ念仏三昧ノ
入て稱讃浄土経数百巻書写シ生身の弥陀来現を祈ル
一時禅尼来ル日没ノ方の蓮線ノ掛ル曼陀羅を織給ヘ
事歴聞あり て忍海連ノ郎ヒ て近江大和河内三国の蓮茎を

九十余茎これを熟ヒ于時化女来ル蓮三把油二斗を授け油を蓮
ノ浸シ焼ヒ麦子丑之時ノ曼陀羅織成ル化尼乃チ河原ノ詣佛
化女ハ乃観世音ヒ成ヒ翌年の九月父豊成勅許あり て京ノ帰ル
宝亀六年三月十四日法如尼寂ス年二十九 仮記委
○惠子謂荘子曰吾有大樹人謂之樗其大本擁腫而不
中繩墨其小枝卷曲而不中規矩立之塗匠者不顧
○棟本草云其子如椒類白而粘可以浣衣者也又云
高丈餘其長甚速三五年即可作椽矣 俗云世年多宇
○歳時記云自初春至初夏有二十四番風始於梅花終
於楝花謂之花信風矣
○三才図會云自小寒至穀雨凡四ヶ月而八氣二十四
候每候五日以一花風信應之 図記左
ひてるを 梅を風つ
ふくとあるを 宗祇

二十四番花信風圖

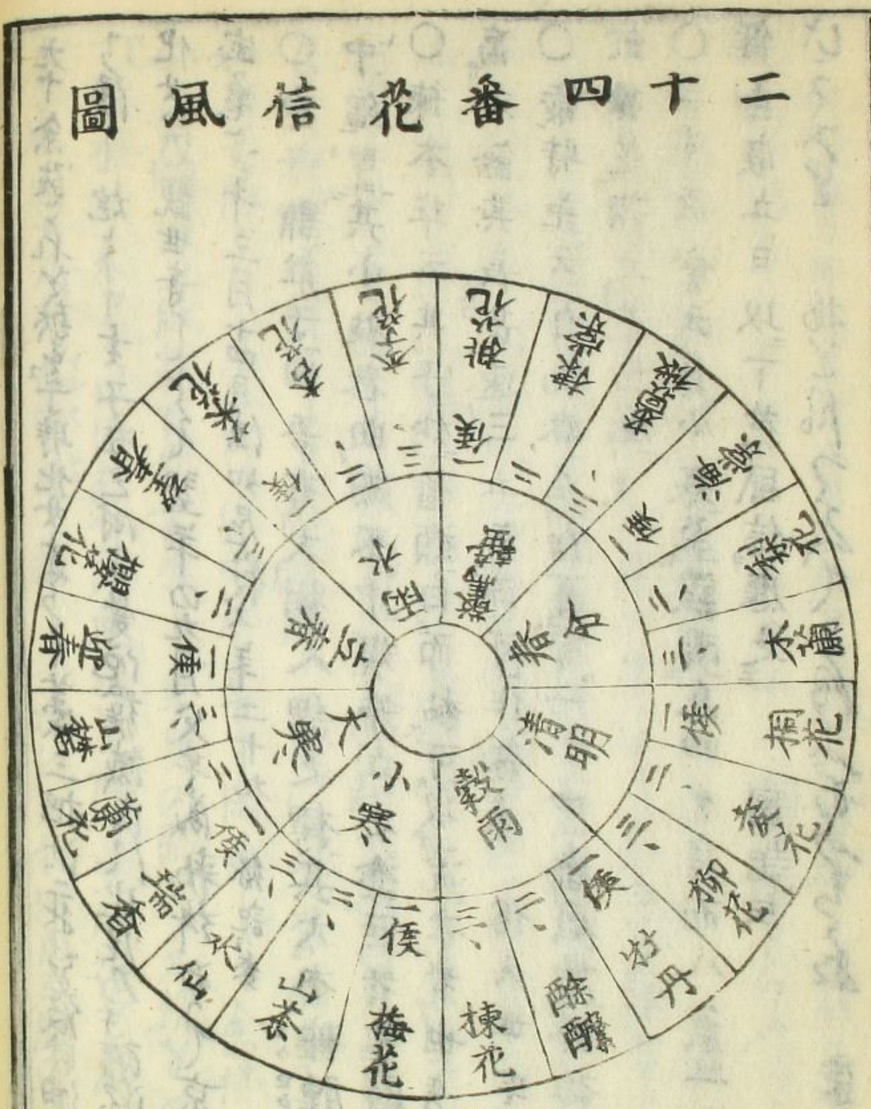

保とくきす伊勢の白つゆ

伊賀　紀之

○新千載集　ほとゝきす行方のゆくへ月ぞ陽る

　　　

感夫[illegible]

[illegible]を守り我が[illegible]の保[illegible]きん　加藤清政

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○與後拾云野ゆかぬ水を云しむ〜雄略天皇御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

千の色々に咲媚あらそひの花

乃尹　仙林

千首

○ 春の日の暮やすきこの中に咲そめ初る桃の花の

○ 暁檻眉拙抑ヲ　春粧臉抹桃ヲ　活法

○ 李綱云其花有二紅紫白千葉二色之殊一其實有二紅桃緋桃碧桃緗桃白桃烏桃金桃銀桃皆以色名者也矣

○ 加茂の神主基久の歌　八重咲のまびあり深き色なれば千重にあらはる桃の花

○ 紀貫之の歌　桃の花紅なれども春の来ぬいろかはらんと思ふ人なし

○ 二八ばかりなる美しき巫女の俤　玉妃の大真殿を出て去の媚を誇るとは此女を指ぬせしとて此あつまの宮　後冠殿　東宮　伏見院　天皇　東宮　本ノ皇子

其頃帥宮　後冠殿　東宮　伏見院　天皇　東宮　本ノ皇子

の女もあるこなる方に美くなりとを吹もさきあるしに此あるを

初さきそりくき物の上来はいとうきをたをりくきて

きをのこ同やうなりし年を生そうしうり父母をきくてやんごとなき花ぞ亜の法勝寺　名案ナヨリ　あるを

[illegible]

○百をもゝと又ゝもいふハモトモトの中略モトモトの中略
それ数ハ一ツハ十を本トし十ツハ百を本トし故ニ本末を略
して百をもゝとし又百ツヲもゝとし十ツハ百しヲ、
もゝを略してヲもゝとし数ハ一ツより十ツ〻〻本立十ツより
百に到て本立ゆへ本モトを百と訓せるし一より十ツ数の小成
○説文云百八十十也一百トス百ハ自也十百ヲ一貫
トス賀ハ章ナリ章ハ以待是ヲ一章ト云百亦成数也

[illegible]

○按列武庫西宮太神宮俗ヨ得美栖と称ス
祭神　蛭兒尊　相殿左大巳貴尊右事八十神

此神世の富を司り玉ふ　守敏得幸　市守賈得幸
田守獲得幸　軍守戰得幸　朝守事得幸　天下富持
神往任廣田国云　祭正月十日　村民九月の頃より為よ
[illegible]
○神社啓蒙云俗号夷三郎者非也夷者別一氣神也蛭
子者天照太神第也
○日本紀云伊弉諾伊弉冊二神生蛭兒此神雖已三歳
脚猶不立故載之於天磐據樟船而順風放棄
○指手　諸神記云凡天空ニシテ晝夜ニ運行シ地虚無
ニシテ萬物ヲ生シ人魚心ニシテ動静ナル皆虚ニシテ亞
アル所以也手、中一物ナシ指則声ヲノツカラ生ル
此亦虚ニシテ亞アリ一物ナシ〻ヲ相交ル故ニ拝スル二指手

スル也二條西相記ニ謂ノ拍手ヲ訓シテ加之波手ト
云拍手ヲ用テ飲食ヲ盛故ニ加之波手ト名君手ヲ
拍テ臣ヲ召臣手ヲ也テ獻之故ニ手ヲ拍ヲ加之波手
ト云也神ヲ拜スル夏計ニハアラサルナリ

○謠ハ庶幾院義滿云の附ふしする歌の詠世の詠とい金乃作
なり武孫傳天台傳の作歌あり元ハ泰川勝の製する所の謠弄樂
をぶしなるものし今金春ハ泰川勝の苗裔し又能ハ東山殿より
附まる寛正五年紀河永ひて勸進能ありし義政云涉覽し

散り際もぬくとくしるし牡丹かな　吏山

○詞花集　牡丹　法性寺関白

咲しより散るまでかけて花の中に月をへてみる春の日の長さ

○周茂叔愛蓮說云自李唐來世人甚愛牡丹又云菊

花之隱逸者也牡丹花之富貴者也蓮花之君子者也矣

○州山元政旅窓見牡丹詩　韓弘苦厭效兒女　周子
徧嫌同衆人　塵裡偷閑聊寓意　花王富貴不妨貧

○枕中子云高甚のまへ(ゝ)にられうるかくえのかきなし
きもとのふるさとのかくしてしらぬ牡丹し　略

○肖柏を牡丹花と云い　肖柏
此句秀ゝしてそれより世人牡丹花称ス○和名抄加美久佐

○白氏文集新樂府云牡丹芳牡丹芳黃金蘂綻紅玉房
千片赤英霞爛爛百枝綠葉艶燈煌煌照地初開錦繡段當
風不結蘭麝囊　下略○事物紀原云隋煬帝世始傳牡丹唐
人亦曰木芍藥開元時宮中及民間競尚之今品極多也

○畫譜云牡丹宜寒惡熱宜燥惡濕根窠喜得新土則旺
懼烈風炎日栽宜寬廠向陽之地庶八蟹ナキ屋ナリ

彩色の不動堂の掛のかうの花　常仙

○夫木集　伊勢　つく九月十日ばかりのさかりなる花

人のおこなはるるよめり　長明

時ならでまれにのこれる花さうの花といひつべうかな

○不動堂の掛の伊勢国竜蟄那白子の寺の村歌書きたる屏風

あり四時ともに花開しよりて掛くと称す

○当寺は安の観音の霊像なる像の畫図

なり代々の信仰あつく産室なる室すべし所うの所安産さと

し代々寺家村一郷の信仰あつく寺なる女五月節句をすると今に

知る者の接見するものあり代々云ふ観音妙智力能救逆間

苦の文八万の数を唱へ数珠を繰りて寺の苦しきを救ひ給ふ

七の不思議あり不動堂五月節句もその内なり

花のこちよりぞ咲まさりける
郭公の幕のうちにて

花よ来ぐ雪の降るやよりぬらん　謙亭

○後拾遺集　ひとりてふ雪の降るにまがへてよりぬらんみなの

○百聯抄　松間白雪巣鶴　柳上黄金啼友鶯

○光島井亜相雅章卿吉野記に云治承二月表の桜と

いへる所のうちにあるとて花の盛の頃の

なとうるはしきさかりなんかはりもいくさのあるなれ

ぬんかりそめにそこにてたちやんのいとあるなれ

さかりの花の盛のうちの十日あまりの花のかの

ひとあるかいとかりぬ枝のもとにらかりをひのさかりいまさ

うるはしかりしかりしあるひとるんなりけれ

[illegible]

○吉野山、本朝七高之内、其土皆黄金也、因テ称金御嶽聖武帝朝有良弁僧正奉勅欲掘当山金然蔵王権現不許[illegible]

[illegible]南北山深遠未知里程東西不過三里

蔵王堂 南向 文武帝大宝元年役行者建立千手観音 二丈四尺 弥勒 二丈六尺

本尊 二丈六尺 服士千手観音

二王門 天智帝白鳳十二年 二丈

○吉野川 水上八大蟇原云多所有也人倫不通[illegible]

流れて坂口に到る南より流れ来る紀州川と共

[illegible]の川その名上流弱[illegible]海の下流 五大尾

俳諧季寄北枝袋

慣中小本 全一冊

凡俳諧初心[illegible]

[illegible]

俳諧名所歌句集

中本 全四冊

芭蕉其角をはじめ[illegible]の名[illegible]を集め六十郡州国分[illegible]神社佛寺山川津浦名木名石まで[illegible]実ふ名所の発句を求むる俳徒の一助成[illegible]

相法秘受解

南翁著 片カナ本 全五冊

[illegible]十六ハ面の相手の筋五散の相の足[illegible]紀を一[illegible]図画を加へ人相の足[illegible]極秘口伝を洩さず記し[illegible]吉凶禍福名の形[illegible]

長生養生傳

全一冊

凡俗[illegible]

[illegible]

小児醫療手引草

全三冊

五府[illegible]風疹疹を外諸病極秘の妙方を多あつめ脉の足[illegible]治療の仕[illegible]

[illegible]

板元 大阪心斎橋通北久宝寺町 河内屋嘉七